

# 第2次東近江市地域福祉計画

平成29年3月





# はじめに



わが国では、少子高齢化が急速に進行し、核家族化や単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化等の社会の変化を背景にして、社会的孤立や公的な福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題等の様々な地域生活課題が増加してきています。

これらの課題を解決するためには、誰もが「他人ごと」ではなく「わがごと」の問題として捉え、支え合いや助け合いによって「地域力」を高めていくことが重要です。また、子どもから高齢者まで全ての人が生きがいを持ち、豊かに暮らせるまちを共に創っていくことが必要です。

そのため、本市では、市民の皆様をはじめ、関係団体、行政等が一体となり、地域生活課題を解決し、地域福祉を推進するため、「第2次東近江市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、基本理念を「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」とし、公的な福祉サービスの充実はもちろん、福祉分野にとどまらず、まちづくりの視点も加え、地域での共助づくりを進めていくこととしています。また、本計画を市民の皆様と共有し、共に基本理念の実現に向け地域福祉の充実を進めてまいりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただいた東近江市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、御協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

東近江市長 小 椋 正 清

# 地域福祉の新たなステージを切り拓く5つの特徴



東近江市の第2次地域福祉計画の特徴は、次の5つに整理することができます。第1の特徴は、国の新たな政策枠組みである「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を取り入れたことです。国の枠組みを、どう東近江市版に取り込むのかが課題となりました。単に「わがごと」として住民に責任を求めるのではなく、行政をはじめ、専門機関の支援を「みんなの応援」として強く打ち出しました。とくに「地域福祉行政」という表現を用いて、地域福祉の推進における行政責任を明確にしました。

第2の特徴は、地域福祉推進の基本単位として14地区を設定し、それを単位に東近江市版の共助の仕組みづくりの構築を目指したことです。合併を経て10年、「東近江は一つ」と施策を展開してきましたが、高齢化の進展をとっても地域ごとの課題は大きく異なり、地域特性に合った地域福祉を構想する必要性が高まっています。この14地区の設定は、既に活動しているまちづくり協議会や地区社会福祉協議会を活かすものです。介護保険制度の総合事業を推進する第2層のエリアとも整合性をとり、他の福祉制度における地域単位での施策の展開において、地域福祉計画と一体的に推進する方向性を打ち出しました。

第3の特徴は、これまでの地域福祉の推進組織である社会福祉協議会に加えて、社会福祉法人を「地域福祉のイノベーション」の担い手として計画上位置づけたことです。社会福祉法の改正によって社会福祉法人による「地域における公益的な活動」の推進が求められたのを受けて、「みんなの応援」のなかに社会福祉法人の役割を挿入しました。

第4の特徴は、分野を越えた地域福祉の多様な人材を育成することを計画の重要な柱としたことです。福祉制度のはざまをつくらない地域福祉の実現には、縦割りを横軸でつなぐ人材が求められます。それには、地域福祉分野での人材育成にとどまらず、他の行政や専門分野においても地域福祉を理解できる人材を育成することが不可欠です。

最後の特徴は、計画の進行管理や修正を継続的に実施する取組を「地域福祉計画推進委員会」や「地域福祉プロジェクト委員会」の役割として確保したことです。策定委員からは、「5年計画だが、まず実行して反省点があればその場で変更する仕組みを取り入れる」ことが求められ、その意見を採用したものです。行政計画にはあまり見られない、策定委員会からの意見を計画策定作業の痕跡として、計画書に組み込んでいます。計画の修正へのヒントになることを期待しての判断からです。

これらの特徴が、東近江市民にとっての、より質の高い地域福祉を実現する方法として機能することを確信しています。

# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>・・・1</b>
1 計画策定の意義	・・・1
1) 策定の意義	
2) 「地域」の考え方	
3) 地域福祉への期待の高まり	
2 計画の位置づけ	・・・4
3 計画の期間	・・・5
4 計画の策定方法	・・・6
5 計画書の構成	・・・7
<b>第2章 計画の理念・目標と柱立て</b>	<b>・・・8</b>
1 基本理念	・・・8
2 計画の目標と計画の柱立て	・・・9
1) 3つの目標	
2) 計画の柱立てと考え方	
3 施策の関連	・・・13
1) 3つの柱	
2) 施策間の関連と考え方	
4 計画における具体的取組の一覧	・・・15
<b>第3章 計画の具体的内容</b>	<b>・・・17</b>
【1】「わがごと」の地域づくり	・・・17
施策1 地域で自分らしく暮らせる関係づくり	
施策2 お互いさまの支え合いづくり	
施策3 誰もが主役のまちづくり	
【2】「まるごと」のしかけづくり	・・・31
施策4 制度のはざまをつくらない課題発見と相談体制の構築	
施策5 地域の資源を生かした拠点機能の強化	
施策6 分野を越えた地域福祉の多様な人材育成	
【3】「みんなの応援」の仕組みづくり	・・・47
施策7 社会福祉法人による公益的活動の推進	
施策8 社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化	
施策9 地域福祉行政の組織強化と推進体制の構築	
<b>資料編</b>	<b>・・・57</b>
1 東近江市の現状	
2 関連資料	
3 用語解説	

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の意義

### 1) 策定の意義

---

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉増進の理念や方針を明確に示すものであり、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化等社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。既存の福祉制度だけでは、その課題の全てを解決することは不可能です。そこで、地域福祉を推進するためには、行政が民間や地域と協力して、地域の課題に対応した取組を進めていく必要があります。

本市では、第1次地域福祉計画策定以降、市民協働推進計画等に基づく協働のまちづくりの推進により、地域等が主体となって、地域の課題を解決する取組が生まれています。そうした取組や動きを市全体に広げるために、そこから紡ぎ出された地域福祉の理念や方針を示すとともに、活動を見える化し、共有することが必要になります。さらに、そうした活動を支えるための担い手やコーディネーター等の人づくりやボランティア、NPO（非営利活動団体）、民間団体、行政等の連携とネットワーク化が必要です。

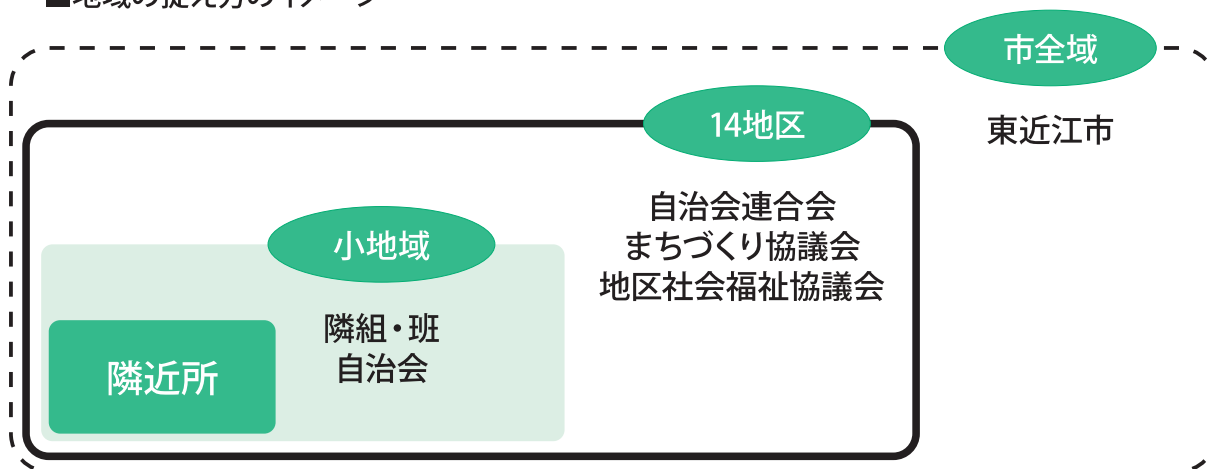
第2次地域福祉計画は、こうした現状の中で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを市民、関係機関、行政等が協働して推進していくための新たな指針となるものです。そのため、計画の策定に当たっては、市民、福祉関係団体等の意見や意向を把握し、地域福祉の取組の現状や課題を明らかにした上で、それに対する支援策について明示しています。

## 2) 「地域」の考え方

本市は、平成17年2月11日に八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町が合併して誕生し、その後平成18年1月1日に能登川町・蒲生町と合併して、現在の姿となりました。合併後は、それまで育まれてきた各地域の個性を生かしたまちづくりや培われてきた歴史、文化や伝統を引き継いできました。

本計画における地域福祉の推進単位となる地域の考え方は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会等の活動区域である14地区を基本とします。防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動は、隣組、班、自治会等の更に小さな地域（小地域）で推進します。

### ■地域の捉え方のイメージ



### 3) 地域福祉への期待の高まり

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、「自立相談支援員」を配置し、広く生活に不安を抱える人や孤立状態にある人の相談に対応する体制を構築しています。これまでの対象者別の相談から対象を限定しない包括的な相談・支援機能が期待されています。

また、この制度が機能するためには、法に基づく専門サービスを着実に推進することに加え、生活困窮者の早期把握、見守り等を含め、支援が必要な人を地域の中で支え合う体制づくりを進めていくことが重要になってきます。そのため、本市では「共助の仕組みづくり」に取り組んでいます。

介護保険制度の改正では、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。高齢者世帯等が増加し、生活支援の必要性が高まっており、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要とされています。

また、高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながるという考え方から、生活支援の担い手としての社会参加の仕組み等の構築が求められています。そのため、「生活支援コーディネーター」を配置し、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる仕組みづくりを目指しています。

このように、生活困窮者自立支援制度の導入や介護保険制度の改正は、地域の中で支え合う仕組みに着目したものであり、地域福祉への期待がますます高まっています。



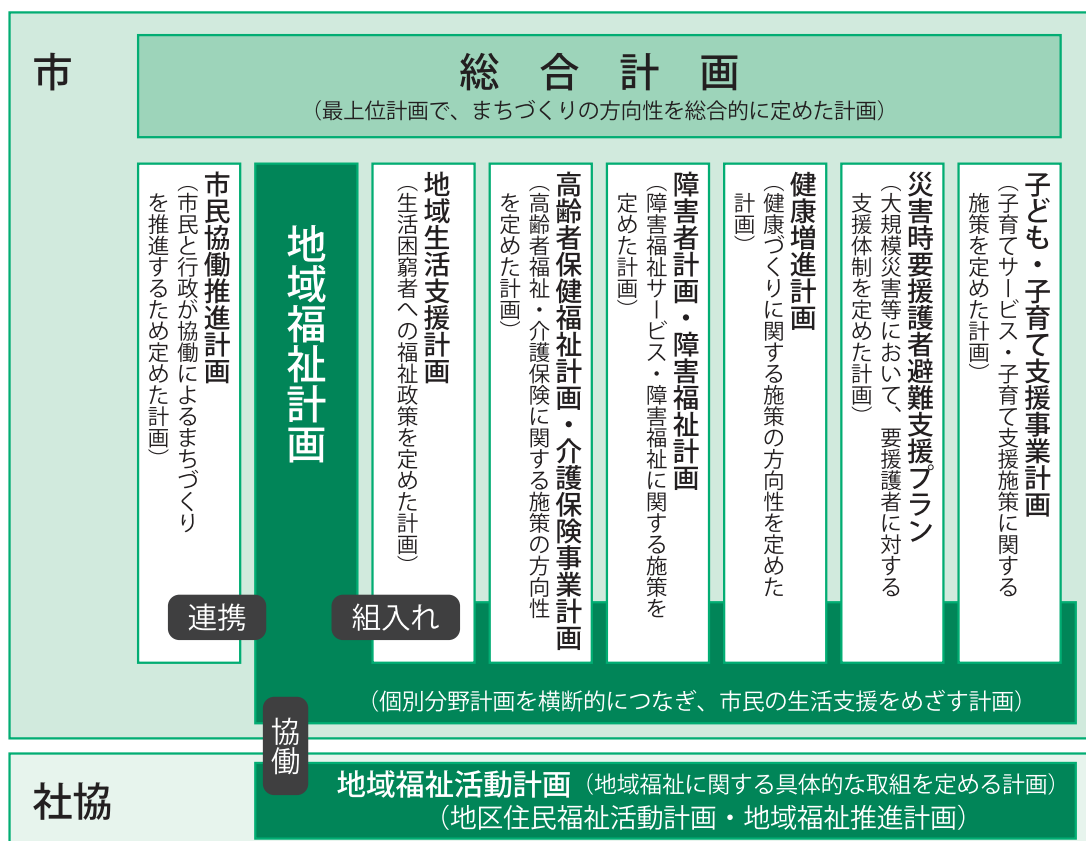


## 2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次東近江市総合計画」に示されている基本構想を踏まえ、高齢者、障害者、子ども等、“対象者”に着目した既存の計画やまちづくりの視点も含めて、“地域”に着目した取組を総合し、市民の生活支援を目指す基本計画として位置づけます。

生活困窮者自立支援施策については、国の通知により地域福祉計画の中で推進することになり、本市では、平成27年度に策定した「東近江市地域生活支援計画」を本計画に組み入れ、一体的に推進します。

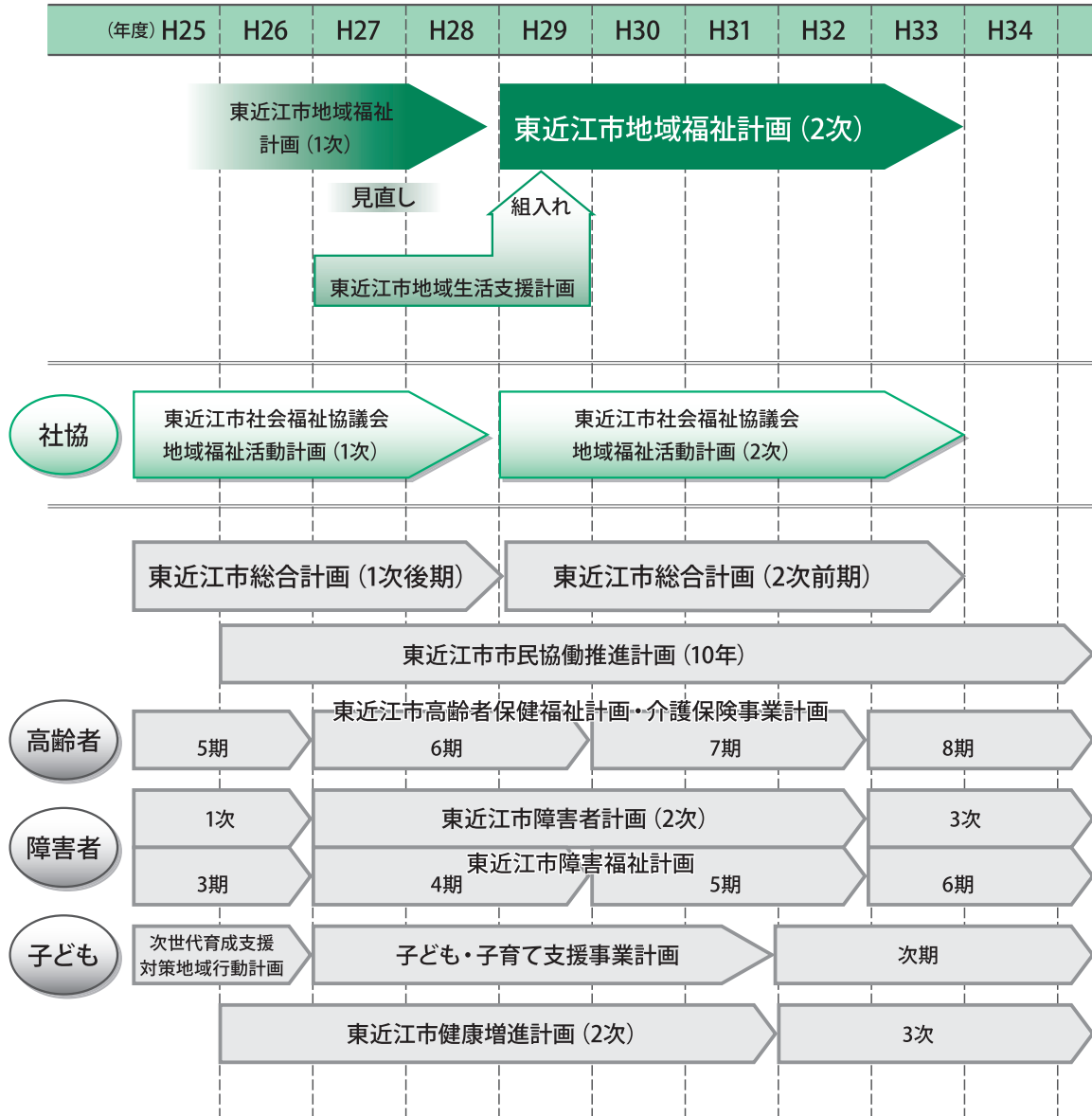
また、本計画と連携、協働する計画として、東近江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を位置づけるとともに、他の行政計画についても連携を図ります。



### 3 計画の期間

第1次地域福祉計画は、平成23年度から平成28年度までの6年間の計画として策定しました。第2次地域福祉計画については、第2次東近江市総合計画の改定時期に合わせ、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画とします。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」も同様の計画期間となっています。

#### ■地域福祉計画、その他計画の計画期間



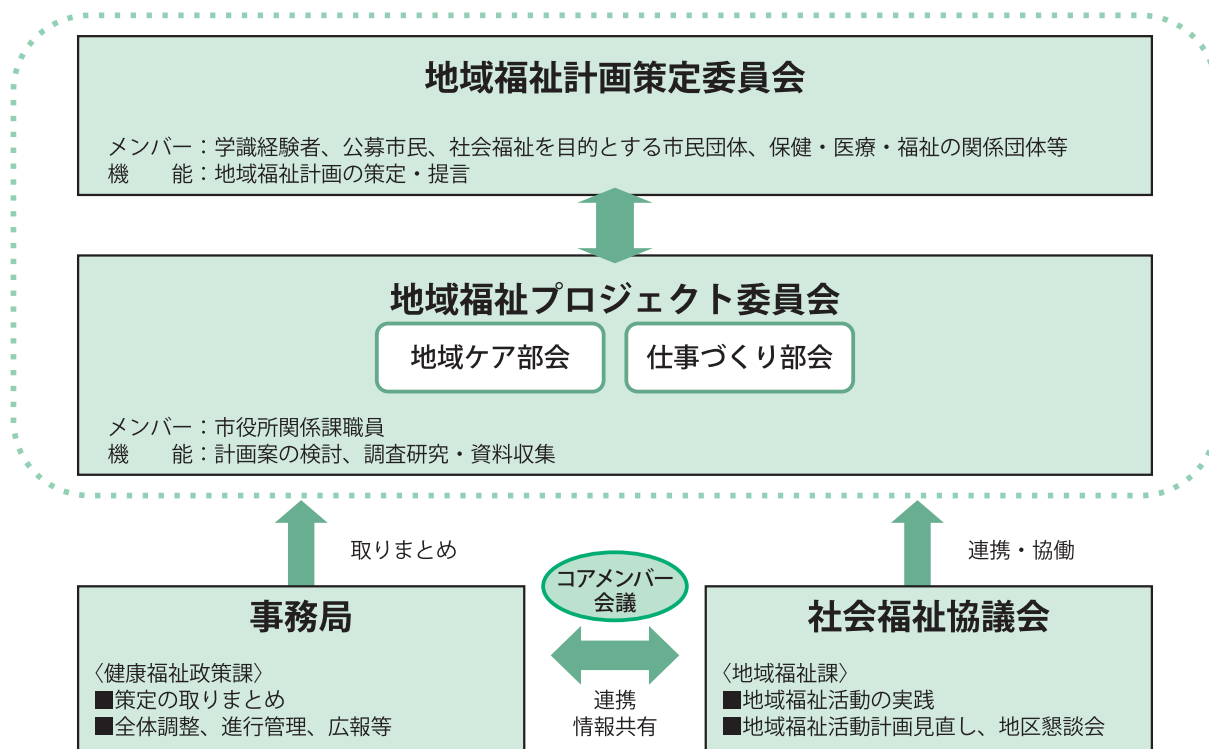
## 4 計画の策定方法

計画策定に当たり広く関係者や市民の意見を反映させるため、学識経験者や公募市民、社会福祉を目的とする市民団体、保健・医療・福祉の関係者で構成する「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案を検討しました。

また、市役所の関係課職員で構成する「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、地域福祉推進のための調査研究や資料収集を行い、策定委員会に提供するとともに、計画案を検討しました。

そのほか、地域福祉活動を実践する社会福祉協議会とコアメンバー会議を開催し、連携及び情報共有を図りました。

社会福祉協議会では、地域福祉活動計画見直しの中で、14地区ごとに地区懇談会を実施し、広く市民の意見を市の計画に反映させる体制をとっています。



策定委員会の様子

## 5 計画書の構成

本計画書は、理念や計画項目の共有を図ることを重視するため、第1章で「計画の基本的な考え方」、第2章で「計画理念・目標と柱立て」を記載しています。第3章では「計画の具体的内容」を記載し、9つの施策ごとに、「(1) 施策の内容」と「(2) 施策導入の背景・理由」を記載しています。

「(2) 施策導入の背景・理由」では、1) 本市・国等における政策的背景として、本市の他計画や国の政策の動向などを紹介しています。2) 施策に関連した取組の成果等では、施策に関連して既に取り組みされている地域での実践を紹介する構成としています。

また、今後の計画推進の際のヒントとなるよう、策定委員会の中で出された具体的な意見を記載しています。

また、資料編として、統計から見た現状・課題、地域ごとの現状・課題を整理しました。

### 第1章 計画の基本的な考え方

### 第2章 計画の理念・目標と柱立て

### 第3章 計画の具体的内容（9つの施策）

- (1) 施策の内容
- (2) 施策導入の背景・理由
  - 1) 本市・国等における政策的背景
  - 2) 施策に関連した取組の成果等

### 資料編 統計から見た現状・課題、地域ごとの現状・課題

## 第2章 計画の理念・目標と柱立て

### 1 基本理念

#### 共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち

第2次東近江市総合計画の「暮らし」における基本方針である「共に見守り支え合い豊かに暮らせるまち」を本計画の理念として位置づけます。

「共に見守り支え合い」という考え方は、近年、国が「新たな福祉の提供ビジョン」として提示している「地域共生社会の実現」を具現化するものといえます。「地域共生社会」とは、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。

国では、「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、その実現に向け具体策の検討が進められています。「我が事」は、「他人ごと」になりがちな地域づくりを市民が主体的に取り組んでいく仕組みを作ることを目指しています。また、「丸ごと」は、対象者ごとの「縦割り」の公的福祉サービスを包括化し、総合相談支援の体制整備と人材育成を進めることを目指しています。

本市においても、少子高齢化や家族、地域社会の変容等により、従来から言われている縦割りのシステムに課題が生じており、地域の危機管理という観点からも、東近江市版の地域共生社会づくりを目指します。

また、「豊かに暮らせるまち」を目指す上で、福祉分野の充実にとどまらず、まちづくりに結びつけることに主眼を置いて事業を進めます。

## 2 計画の目標と計画の柱立て

### 1) 3つの目標

---

基本理念を具現化するため、本計画では次の3つの目標を設定し、今後5年間の取組を推進します。

#### 目標A

誰もが役割をもち孤立しない「地域共生社会」の実現に向けた協働のまちづくりを進めます

#### 目標B

福祉制度のはざまをつくらない新たな地域福祉の「しかけ」をつくりま

#### 目標C

「協働のまちづくり」や「新たな地域福祉のしかけづくり」を応援する公民協働の「仕組み」をつくりま

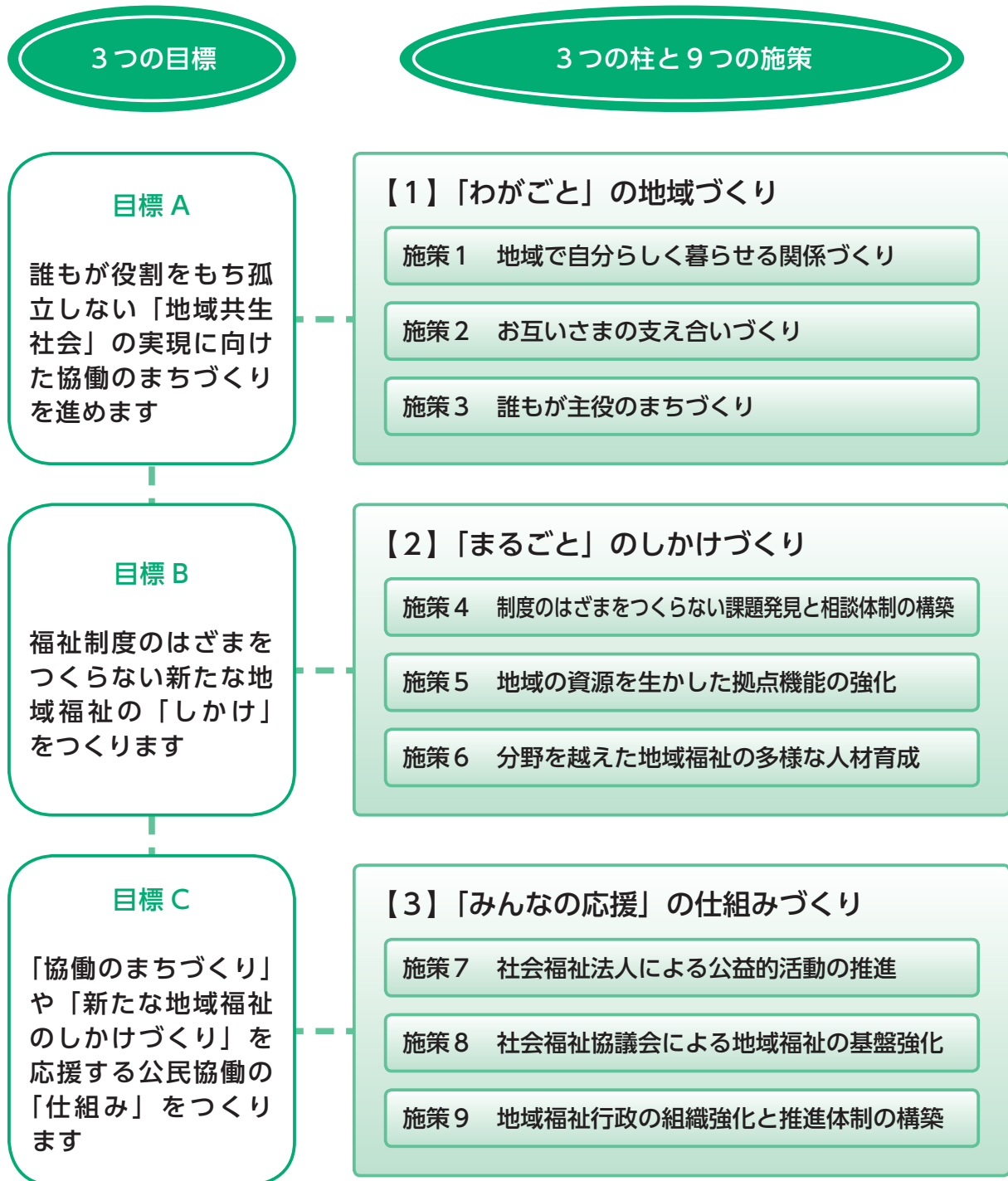
目標Aは、「地域共生社会」の実現に向けて、一人一人の市民が地域で考え、話し合い、行動するまちづくりを進めます。地域の特性に応じて、一人一人が役割をもち、主役になれる場や機会の創出を推進します。

目標Bは、制度のはざまを包括化（まるごと）するための「しかけ」をつくり、対象者別の福祉制度の連携強化や、共通する課題への一体的な支援体制づくりを進めます。

目標Cは、地域らしさを生かした福祉のまちづくりを進めるため、公民協働の「仕組み」づくりを進めます。行政が主体となり、地域福祉を応援する社会福祉法人と連携して、民間事業所や市民が活躍できる環境整備を行います。

## 2) 計画の柱立てと考え方

「3つの目標」に対応した「3つの柱」と、各柱に3つ、合計「9つの施策」を設定しました。



## 【1】「わがごと」の地域づくり

福祉制度や社会サービスが成熟した現代、その人らしい生き生きとした暮らしは、自分が主体的に関わりをもって初めて実現します。また、近年、課題として取り上げられる社会的孤立は、福祉制度だけでは解決することはできず、地域での共助の取組が不可欠です。

そうした視点から、一人一人が地域で主体的に自分らしく生きるための支援、人とのつながりや支え合いを大切にすることができる支援、福祉の枠にとらわれることなく地域のあらゆる団体、個人が参加する支援の3点を柱【1】の施策としています。

誰もが「他人ごと」ではなく、自分のこと、「わがごと」として、暮らしやまちのことを考え行動することが大切です。すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる協働のまちづくりを進めます。

## 【2】「まるごと」のしかけづくり

福祉制度は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、難病を抱える人等、その対象者を限定することで、支援やサービスを充実してきました。一方で、生活課題が複雑化する中、複合的な問題を抱え「縦割り」福祉の制度に当てはまらない人が出てきました。

地域によっては、人口減少が加速する中で、従来の制度ごとの施策では対象者とともに支援する人材や活用できる社会資源が限られ、事業運営が非効率となるとともに、適切なサービス提供に支障が生じています。

そうした背景から、子どもから若者、障害者、高齢者まで、福祉も医療も教育もまちづくりも含んだ「まるごと」のしかけが必要になっています。

これまで対象者ごとに整備されてきた「相談体制」や、「拠点の整備」、「人材育成」について、「まるごと」のしかけを作り、制度のはざまに陥り孤立する人をなくすことを目指します。



### **【3】「みんなの応援」の仕組みづくり**

社会福祉法人、社会福祉協議会を柱【1】「わがごと」の地域づくりや、柱【2】「まると」のしかけづくりを支援する応援役と位置づけ、地域福祉推進の基盤として、その役割や仕組みを示し、公民が協働して応援の仕組みをつくります。

これまで、主に対象者別の福祉事業の担い手として活動していた社会福祉法人は、社会福祉法の改正により、地域における公益的取組を実施することが責務として規定されました。このため、本計画では社会福祉法人を地域福祉の応援役として位置づけています。

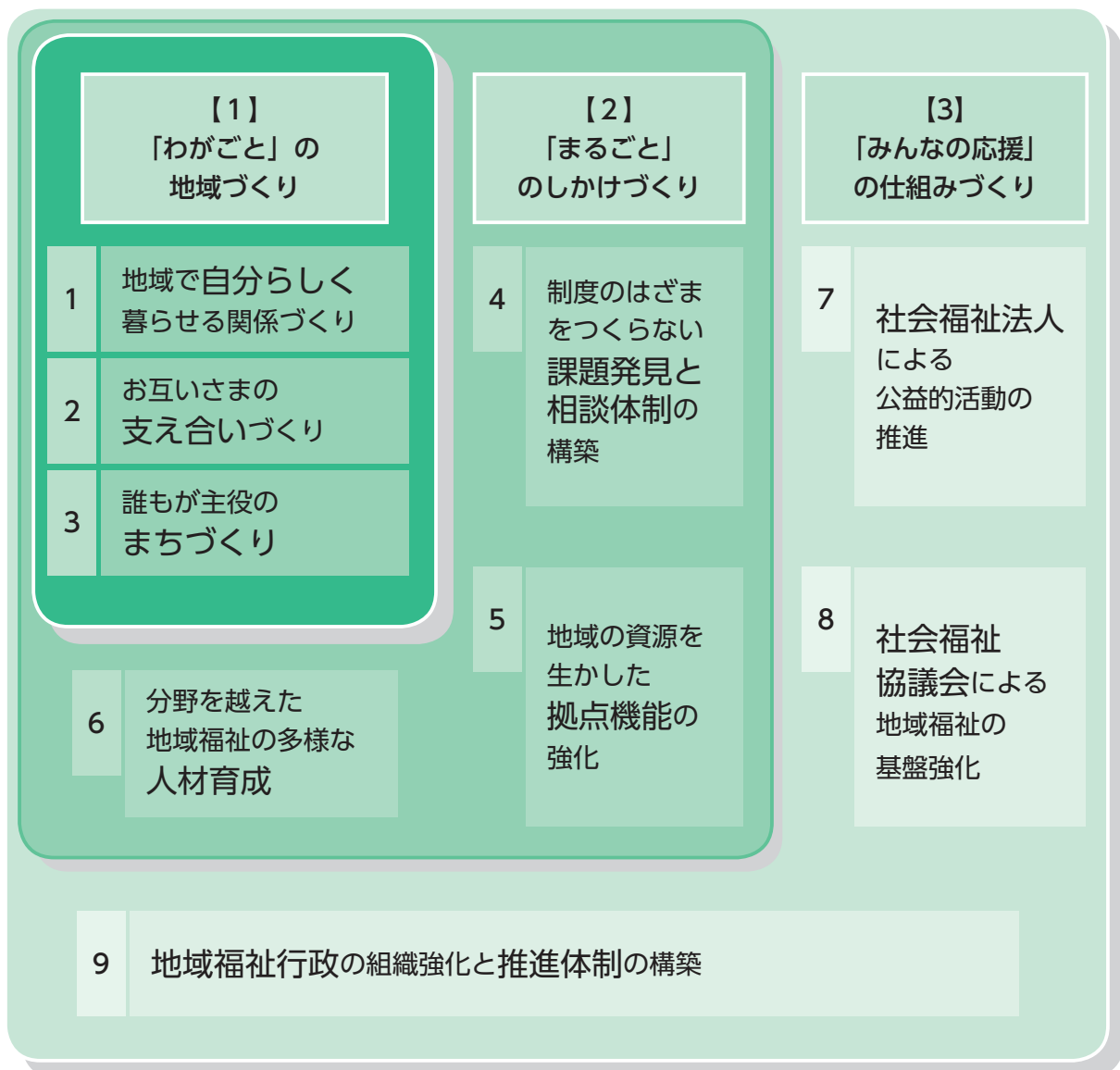
また、本計画は、市と社会福祉協議会が共通した目標をもち、本市の地域福祉の方向性を示すものであるため、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との一体的な推進を図ります。

### 3 施策の関連

#### 1) 3つの柱

柱【1】【2】【3】は、以下の図のように【1】を【2】が強化し、さらにそれを【3】で支えるという関係になっています。

本計画は、【1】で取り上げている多様な人や団体が生き生きと活躍できるステージをつくることを目指しており、【2】がそのステージを動かす舞台装置、【3】が多様な人や団体を支えるスタッフや舞台の土台となっています。



## 2) 施策間の関連と考え方

施策1～9は、【1】、【2】、【3】の3つの柱（縦軸）のほかに、横軸でも関連をもった構成としています（下図）。

施策1・4・7は、一人一人の「人」を大切にするという、「福祉の起点」ともいえる視点です。子どもも大人も、障害のある人もない人も、全ての人が「自分らしく」生きることを尊重することは、福祉の基本的な理念でもあります。課題発見と相談体制は、こうした個人を支える福祉の体制を表します。また、社会福祉法人による公益的活動は、これまでの対象別活動でも尊重されてきた、一人一人の「人」を支えることを重視して行われるものです。

施策2・5・8は、「小地域」や「地区」を単位とした活動やそれを支える仕組みで、「地域福祉の中軸」といえるものです。これまでも、市民による支え合いが行われており、それを社会福祉協議会が支援してきました。その取組をさらに推進するとともに、14地区を単位として福祉の基盤を強化します。

施策3・6・9は、分野を越えた連携と参画を進める視点で、「新たな挑戦」とします。福祉制度の中の縦割りだけではなく、福祉の枠を越えて、行政と民間が協働して福祉のまちづくりを進めます。多様な人材を育成し、行政の部署横断的な連携を図ります。

【1】 「わがごと」の 地域づくり	【2】 「まるごと」 のしかけづくり	【3】 「みんなの応援」の 仕組みづくり	
<b>施策1</b> 地域で自分らしく 暮らせる 関係づくり	<b>施策4</b> 制度のはざまを つくらない課題発見と 相談体制の構築	<b>施策7</b> 社会福祉法人 による公益的 活動の推進	<b>福祉の起点</b> 一人一人の「人」を 大切にする視点
<b>施策2</b> お互いさまの 支え合い づくり	<b>施策5</b> 地域の資源を 生かした 拠点機能の強化	<b>施策8</b> 社会福祉協議会 による地域福祉の 基盤強化	<b>地域福祉の中軸</b> 「小地域」や「地区」 を単位とした活動
<b>施策3</b> 誰もが主役の まちづくり	<b>施策6</b> 分野を越えた 地域福祉の 多様な人材育成	<b>施策9</b> 地域福祉行政の 組織強化と 推進体制の構築	<b>新たな挑戦</b> 市域全域で分野を 越えた連携と参画

## 4 計画における具体的取組の一覧

### 【1】「わがごと」の地域づくり

施策	取組		ページ
<b>施策1</b> 地域で自分らしく暮らせる関係づくり	1-1	誰もが地域で役割を持ち、自分らしく生きる「生活当事者」という理念の共有を図ります。	17～20ページ
	1-2	福祉を「他人ごと」から「わがごと」にするために、他者の「困りごと」に関心を持ち、共有・活動する場を増やします。	
	1-3	地域生活支援計画（生活困窮者自立支援）のプログラムを推進します。	
<b>施策2</b> お互いさまの支え合いづくり	2-1	地域福祉推進の基本単位を14地区とし、各地区における組織的な取組を支援します。	21～26ページ
	2-2	サロンや見守り、生活支援など、小地域の地域福祉活動を推進します。	
	2-3	災害等緊急時の安全を確保するための支援を行います。	
<b>施策3</b> 誰もが主役のまちづくり	3-1	子どもや若者など、地域を担う次の世代が地域活動に興味をもち、参画できる工夫や働きかけを行います。	27～30ページ
	3-2	福祉・教育・環境・産業・まちづくりなど、分野の枠を越えて人がつながる企画や場を提供します。	
	3-3	NPOや民間企業が市民や行政とともにまちづくりに参画し、力を発揮できる環境づくりを推進します。	

### 【2】「まるごと」のしかけづくり

施策	取組		ページ
<b>施策4</b> 制度のはざまをつくらない課題発見と相談体制の構築	4-1	「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」に向けて、横断的な連携と相談の質の向上を図ります。	31～36ページ
	4-2	地域の相談機能の強化に向けて、民生委員児童委員と地域の各団体、専門機関などとの連携を進めます。	
	4-3	相談機関の連携を図り、地域の権利擁護体制の充実と相談体制の包括化を目指します。	
<b>施策5</b> 地域の資源を生かした拠点機能の強化	5-1	地域共生社会づくりを進めるため、地域福祉の多機能な拠点のあり方を検討します。	37～42ページ
	5-2	地域の多様な活動を含めた地域福祉の拠点に対する認証制度を導入します。	
	5-3	地域の拠点が地域の困りごとを「まるごと」集約し、解決する場となるよう、しかけづくりを行います。	

<b>施策6</b> 分野を越えた 地域福祉の 多様な人材育成	6-1	地域福祉を实践する人材の育成に取り組みます。	43～46 ページ
	6-2	介護保険制度によって配置された「生活支援コーディネーター」を地域福祉の人材として位置づけ、その発掘と育成に取り組みます。	
	6-3	行政の地域担当制を生かし、地域福祉人材が横につながるプロジェクトを実施します。	

### 【3】「みんなの応援」の仕組みづくり

施策	取組		ページ
<b>施策7</b> 社会福祉法人による 公益的活動の推進	7-1	社会福祉法人による公益的活動を推進するため、ラウンドテーブルの設置を進めます。	47～52 ページ
	7-2	ラウンドテーブルやプロジェクトを活用し、社会福祉法人が地域福祉を担うための人材を育成します。	
	7-3	本計画の取組を社会福祉法人の公益的活動として推進します。	
<b>施策8</b> 社会福祉協議会 による地域福祉の 基盤強化	8-1	社会福祉協議会と協働し、14地区を単位に東近江市版の共助の仕組みづくりを進めます。	53～54 ページ
	8-2	地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、「まるごと」のしかけづくりを応援します。	
	8-3	行政と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の進捗状況や整合性を点検します。	
<b>施策9</b> 地域福祉行政の 組織強化と 推進体制の構築	9-1	地域福祉を推進する行政担当部署の強化を図り、地域福祉とまちづくりの連携を進めます。	55～56 ページ
	9-2	地域生活支援計画の進行管理を強化するため、運営推進会議を充実します。	
	9-3	「地域福祉計画推進委員会」、「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、本計画の進行管理を行います。	

# 第3章 計画の具体的内容

## 1 「わがごと」の地域づくり

### 施策1 地域で自分らしく暮らせる関係づくり

#### (1) 施策の内容

##### 1-1

誰もが地域で役割を持ち、自分らしく生きる「生活当事者」という理念の共有を図ります。

##### 1-2

福祉を「他人ごと」から「わがごと」にするために、他者の「困りごと」に関心を持ち、共有・活動する場を増やします。

##### 1-3

地域生活支援計画（生活困窮者自立支援）のプログラムを推進します。

##### 1-1

誰もが地域で役割を持ち、自分らしく生きる「生活当事者」という理念の共有を図ります。

- 地域福祉計画の市民向けの分かりやすいパンフレットや内容を紹介するDVDを作成し、地域の各団体、福祉関係機関等に啓発します。
- 様々な生活課題を抱えた人たちの組織化やその支援を行い、悩みを共有する場や解決に向けて自ら活動する機会を確保します。

##### 1-2

福祉を「他人ごと」から「わがごと」にするために、他者の「困りごと」に関心を持ち、共有・活動する場を増やします。

- 地域福祉の考え方や取組を共有するシンポジウムや地域への出前講座等を通して、継続的な理念の共有を図ります。
- 地域の拠点が、地域の困りごとを「まるごと」集約し、解決する体制を図ります。

**地域生活支援計画（生活困窮者自立支援）のプログラムを推進します。**

- 「地域生活支援計画」が目指す「生活困窮者の社会参加を促進し、誰もが役割を持てる地域社会、生きがいや出番のある地域社会」の実現に向けて、計画の実効性を高めます。
  
- 生活困窮者自立支援に関連するプログラムや関係機関との連携を強化します。
  - ▶「地域福祉権利擁護事業」の強化（家計相談事業との連携を含む）
  - ▶「しごとづくり応援センター」や「働き・暮らし応援センター“Tekito-”」との連携

## (2) 施策導入の背景・理由

### 1) 本市や国等における政策的背景

#### ① 「ニッポン一億総活躍プラン」と「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」の設置

国は構造的な問題である少子高齢化への対応として、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組む中で、「地域共生社会の実現」を一つの柱として掲げています。

福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がありますとし、平成28年に厚生労働省内に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。

#### ② 「東近江市地域生活支援計画」の継承

本市では、生活困窮者自立支援法の施行に際して、平成25年度及び平成26年度にモデル事業に取り組み、平成27年3月に「地域生活支援計画」を策定しました。

計画は、3つの目標を掲げ、それらに対応した3つの大項目と8つの中項目、18の小項目で構成しています。

### 3つの目標

- ①全庁的に相談力を高め、市民の困りごとに寄り添う市役所づくりを目指す。
- ②生活困窮に陥ることを予防するための多様なプログラムを実施し、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。
- ③生活困窮者の社会参加を促進し、誰もが役割を持てる地域社会、生きがいや出番のある地域社会を目指す。

### 地域生活支援計画の項目体系

大	中	小項目
I. 横断的な連携を目指した総合相談・支援の体制整備		
	1	ネットワークを生かした問題の早期把握と予防的対応
	1-1	福祉相談窓口のネットワークによる問題の早期把握と対応
	1-2	「アウトリーチ事業」の実施
	1-3	社会福祉協議会や地域（民生委員児童委員等）との連携
	2	ネットワーク型の相談支援の仕組み
	2-1	伴走型・ネットワーク型自立相談支援
	2-2	ケースに応じた「支援調整会議」による柔軟な支援
	2-3	全庁での「セーフティネットワーク会議」の活用
	3	自立を支えるプログラムの実施
	3-1	居住確保及び緊急的な衣食住の確保に対する支援
3-2	家計管理が困難である者に対する支援	



II. 貧困の連鎖を防ぐ子ども・若者等への多面的支援	
4	家庭環境・社会環境による生活困窮リスクの軽減
4-1	家庭環境や生活習慣の改善に向けた家族福祉支援
4-2	若者・中退者等の支援機関と一体となった支援の強化
4-3	生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援」の強化
5	多様な就労支援プログラムの実施
5-1	その人の段階に着目した就労準備支援
5-2	若者に特化した就労支援の強化
III. 仕事づくり・地域づくりと人づくり	
6	地域の活力を生み出す多様な就労の場の創出
6-1	地域の実情に合った中間的就労の場の開発
6-2	就労支援プロジェクトによる支援プログラムの推進
7	多様な人材育成の取組
7-1	行政における人材育成
7-2	民間福祉・まちづくり協議会・小地域福祉における人材の発掘
8	地域の課題を地域で解決するための地域づくりに向けて
8-1	誰もが孤立しない地域づくり - 第2次地域福祉計画への継承

## 2) 施策に関連した取組の成果等

### ①地域の困りごとを解決する「チーム困救」の取組 -プロジェクト委員会調査報告-

「働き・暮らし応援センター“Tekito-”」では、地域で引きこもっていた若者や障害を持つ人たちが、地域の困りごとを解決する「チーム困救」の取組を進めています。高齢化で人手不足となった草刈りや山の柴刈り、農繁期の作業、地元の廃材の活用等、小ロットで外注することは難しい地域の困り事と若者の活躍の場を結びつけ解決しています。

生活「困窮」ではなく、地域の困り事を救う「困救」が名前の由来です。引きこもりの若者や障害を持つ人たちは、サービスを利用する存在ではなく、地域の貴重な働き手として活躍しています。そうした人たちにとって、次の社会とのつながりのきっかけとなり、就労に向けてのトレーニングの場になっています。

### ○策定委員会からの意見

策定委員会では、支援者の体制の充実ばかりではなく、当事者やその家族の力を高めることが必要であるという意見が出ました。

- ✓ 介護保険制度15年で、介護事業の本来業務をやればやるほど、自治会や民生委員児童委員さんとも切り離し、利用者を地域から分断していた。これからは、地域に根付いた支援が大切である。
- ✓ 支援する側や地域や制度だけが強化されている。支援される者やその家族が強化されなければ、困りごとは解消されない。当事者の強化が抜け落ちることが地域福祉の欠点と言われている。

## 施策2 お互いさまの支え合いづくり

### (1) 施策の内容

#### 2-1

地域福祉推進の基本単位を14地区とし、各地区における組織的な取組を支援します。

#### 2-2

サロンや見守り、生活支援など、小地域の地域福祉活動を推進します。

#### 2-3

災害等緊急時の安全を確保するための支援を行います。

#### 2-1

地域福祉推進の基本単位を14地区とし、各地区における組織的な取組を支援します。

- 14地区別の住民福祉活動計画を、地域特性を踏まえた東近江市版の共助の仕組みづくりとし、地域での支え合い活動を推進します。
- 各地区まちづくり協議会と連携して事業に取り組みます。

#### 2-2

サロンや見守り、生活支援など、小地域の地域福祉活動を推進します。

- 小地域のサロン活動や見守り等の市民主体の取組を強化します。
- 小地域の取組の紹介や活動団体間の交流等の事業を行い、活動がより活発に行われるための取組を進めます。

#### 2-3

災害等緊急時の安全を確保するための支援を行います。

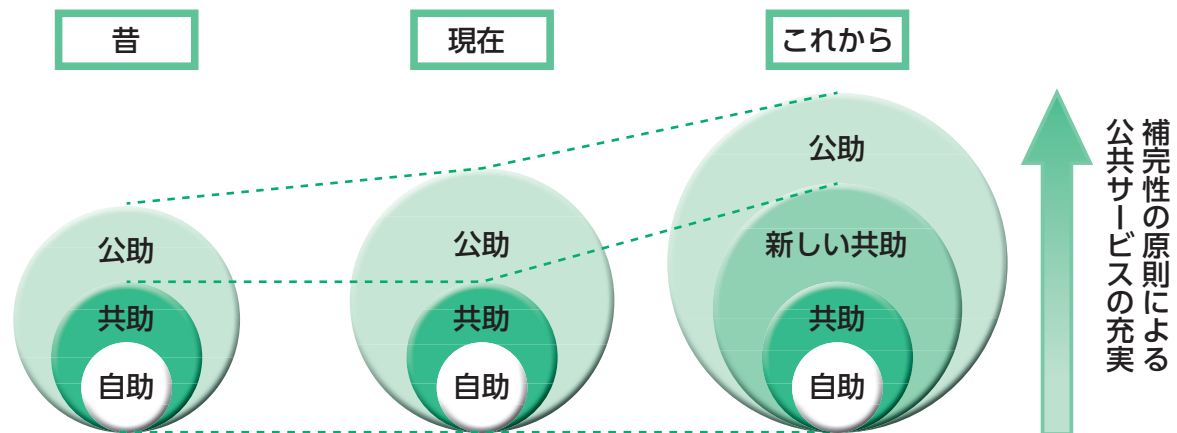
- 14地区と小地域のそれぞれにおいて、災害時の安全を確保する取組を推進します。
- 災害時要援護者が適切に避難できるよう「災害時要援護者避難支援プラン」に基づく支援の拡充に取り組みます。

## (2) 施策導入の背景・理由

### 1) 本市や国等における政策的背景

#### ①本市における「共助」の考え方 - 市民協働推進計画 -

以前は、市民が協力して地域課題を解決することが多くあり、経済成長とともに、行政サービスも充実してきました。しかし、少子高齢化や地域課題の増大に伴って、行政サービスは限界にきており、「自助」「共助」「公助」によって互いに補完し合うとともに、市民と行政が協働で地域課題を解決する「新しい共助」の仕組みが必要になっています。



【自助】：自分（家族を含む）でできることは、自分自身で行うこと。

【共助】：自助だけで困難なことについて、隣近所、知人や地域が協力して行うこと。

【公助】：自助、共助では解決できないことについて、行政の責任で行うこと。

【出典】 東近江市市民協働推進計画

#### ②国における「互助」と「共助」の考え方

地域包括ケアシステムの構築を目指す国の考え方を示した資料の中には、「自助・互助・共助・公助」という4つの言葉が使われています。これは費用に着目したもので、「公助」は公費、「自助」は自己負担によるものを指しており、「共助」が介護保険・医療制度による給付とし、「互助」は費用負担が制度的に保障されていないボランティア等による支援や地域住民の取組としています。

#### ③14地区の現状

人口が減少している地区が多い一方で、世帯数はほとんどの地区で増加していることから、単身世帯の増加、核家族化が一層進んでいると言えます。

外国人人口は全体に減少傾向にあります。人口に占める外国人の割合は、御園地区や南部地区で高くなっています。

人口に占める介護保険の認定者の割合は、永源寺地区と愛東地区で高く、五個荘地区、御園地区、南部地区では低くなっています。

	市全体	平田	市辺	玉緒	御園	建部	中野	八日市	南部	永源寺	五個荘	愛東	湖東	能登川	蒲生
H28.4.1 人口（住民基本台帳）	115,203	3,179	4,281	4,877	8,697	3,020	7,779	6,099	7,695	5,566	11,910	4,937	8,729	23,383	15,051
10年間の人口増減（H28-H18）	-3,154	-347	-470	-429	398	-244	417	-416	387	-718	-267	-638	-441	-149	-237
H28.4.1 世帯数（住民基本台帳）	42,629	1,006	1,589	1,850	3,593	1,142	2,992	2,866	3,345	1,900	4,453	1,604	2,866	8,425	4,998
世帯増減（H28-H18）	3,370	62	29	30	354	-77	263	38	320	49	457	100	276	939	530
H28.4.1 外国人人口（住民基本台帳）	2,608	14	50	138	587	77	156	175	436	37	244	54	100	375	165
外国人人口増減（H28-H18）	-1,368	-2	-23	-135	-234	-106	-59	-313	-162	0	-151	-13	59	-269	40
人口に占める外国人の割合	2.3	0.4	1.2	2.8	6.7	2.5	2.0	2.9	5.7	0.7	2.0	1.1	1.1	1.6	1.1
介護認定者数（住所地特例除く）	4,553	158	173	229	233	144	238	279	199	353	263	449	443	859	533
人口に占める認定者の割合	4.0	5.0	4.0	4.7	2.7	4.8	3.1	4.6	2.6	6.3	2.2	9.1	5.1	3.7	3.5
障害者手帳保持者総数	6,070	200	233	295	382	178	388	341	353	404	650	317	477	1,161	691
人口に占める障害者割合	5.3	6.3	5.4	6.0	4.4	5.9	5.0	5.6	4.6	7.3	5.5	6.4	5.5	5.0	4.6
生活保護世帯（停止含む）	509	12	25	19	52	18	60	69	87	18	43	14	14	53	25
生活保護世帯割合（%）	11.9	11.9	15.7	10.3	14.5	15.8	20.1	24.1	26.0	9.5	9.7	8.7	4.9	6.3	5.0
災害時要援護避難支援制度対象者	12,676	338	489	596	718	417	789	915	761	844	1,237	535	922	2,757	1,358
災害時要援護避難支援制度登録者	7,963	179	282	356	387	275	464	611	418	615	801	348	582	1,810	835
災害時要援護避難支援制度登録率	62.8	53.0	57.7	59.7	53.9	65.9	58.8	66.8	54.9	72.9	64.8	65.0	63.1	65.7	61.5

地域には自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、赤十字奉仕団、自主防災組織等、様々な団体があり活動の担い手となっています。

	市全体	平田	市辺	玉緒	御園	建部	中野	八日市	南部	永源寺	五個荘	愛東	湖東	能登川	蒲生
自治会加入率	80.5	81.0	73.9	70.1	48.0	75.8	82.8	75.0	60.5	88.6	83.8	83.0	85.8	95.6	90.4
民生委員児童委員数	266	7	10	12	17	8	14	18	10	20	25	22	24	51	28
主任児童委員数	28	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2
老人クラブ加入団体数	186	9	10	8	11	7	14	8	4	19	11	17	18	28	22
老人クラブ会員数	11,307	606	405	592	492	267	532	407	162	1,028	952	1,166	1,139	2,500	1,059
赤十字奉仕団会員数	2,080	41	53	56	83	42	50	94	41	206	87	134	205	606	382
自主防災組織（自警団含む）	306	11	10	10	16	13	20	32	12	21	24	22	33	45	37

【平成28年度まちづくり協働課調べ】

## 2) 施策に関連した取組の成果等

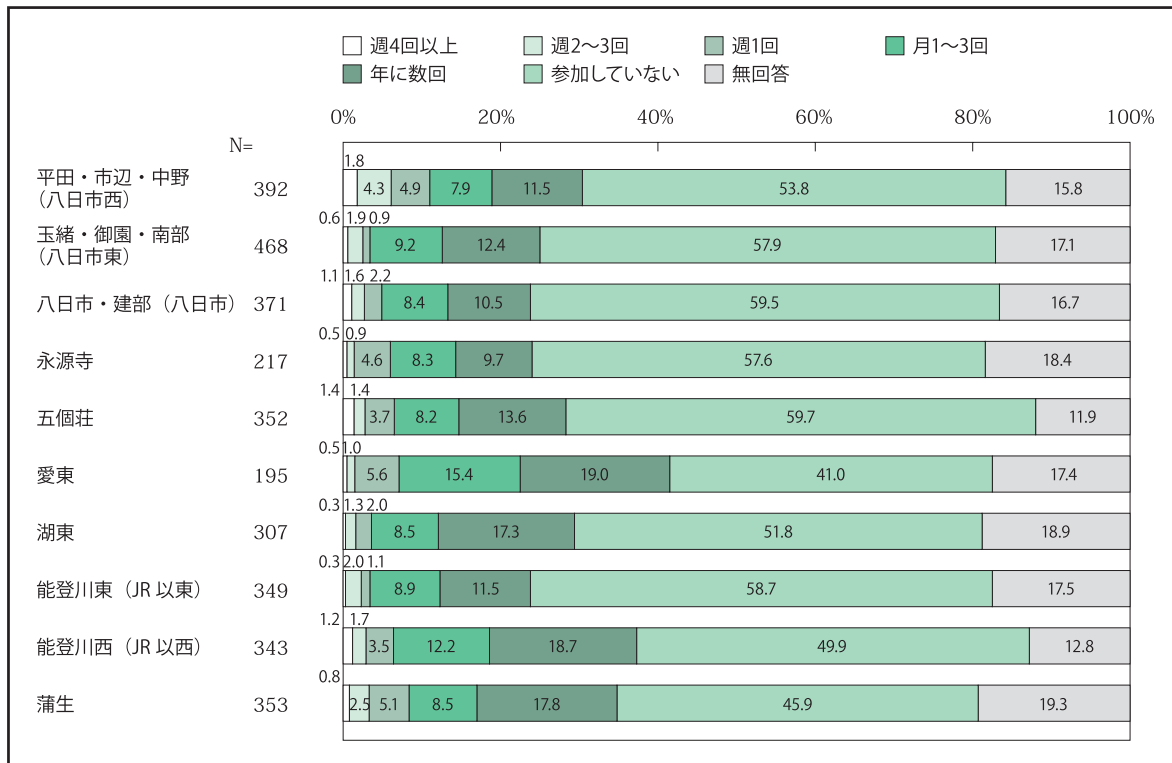
### ① ボランティアや手助けへの意識 - 介護保険事業計画市民アンケート -

市民アンケート<sup>1</sup>では、ボランティアグループへの参加状況として、どの地区でも2割以上の人が何等かのボランティア活動をしている実態が明らかになっています。特に、愛東地区や能登川地区、蒲生地区では参加率が高く、4割近くになっています。

また、「手助けを必要としている方へできること」では、「話し相手」がどの地区でも6割程度と高くなっており、買い物や移動の手助けも2割から3割の方ができると回答しています。

1 平成25年10月1日現在、63歳以上の市民（要介護3以上は除く）を対象に5,000人を無作為抽出。回収数3,398人、有効回収率68.0%。

「ボランティアグループ」への参加状況



手助けを必要としている方へできること

単位：%

区分	有効回答数 (件)	話し相手	買い物や移動の手助け	家事の手伝い	外回りの作業や力仕事	緊急時の連絡 応対	見守り	何もできない	その他	無回答
平田・市辺・中野 (八日市西)	392	60.5	25.0	14.3	17.3	38.0	23.2	7.9	2.3	7.1
玉緒・御園・南部 (八日市東)	468	58.5	29.9	15.0	16.0	36.3	24.4	10.7	1.7	8.1
八日市・建部 (八日市)	371	60.4	22.9	13.2	12.9	34.0	23.7	10.8	1.1	7.5
永源寺	217	64.1	30.4	17.5	21.2	40.6	27.6	9.2	0.5	6.5
五個荘	352	60.8	31.0	14.2	17.3	33.2	25.0	9.7	1.7	7.7
愛東	195	68.2	34.9	14.4	17.4	41.0	23.1	7.2	1.0	8.2
湖東	307	65.5	30.9	17.6	18.9	39.7	22.8	9.1	1.6	8.1
能登川東 (JR 以東)	349	60.2	32.1	15.5	16.3	40.1	28.1	9.7	2.0	4.6
能登川西 (JR 以西)	343	59.2	32.1	13.4	14.9	39.9	24.2	7.9	0.9	7.6
蒲生	353	64.9	34.8	13.0	21.8	34.8	23.8	7.6	2.5	5.4

【出典】 東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための市民アンケート調査等結果報告書 (平成26年2月)

## ②地区社会福祉協議会、生活支援サポーターの活動状況 —社会福祉協議会事業報告—

14地区では、地区社会福祉協議会が組織され、見守り支援事業（給食サービス等）や、研修会、交流の集い、命のバトン等、地区ごとに様々な活動が実施されています。

また、生活支援サポーターによる地域の助け合い活動が進められています。

### 地区社会福祉協議会の活動状況

地区	内容
平田	見守り支援事業、助成事業、活動支援、役員会、健康講座
市辺	助成事業、活動支援、役員会
玉緒	見守り支援事業、助成事業、活動支援、役員会、歳末たすけあい事業
御園	見守り支援事業、住民福祉活動検討委員会、助成事業、活動支援
建部	見守り支援事業、助成事業、活動支援、あったかネット世話人会、あったかネット訓練、東日本大震災義援金
中野	見守り支援事業、助成事業、活動支援、視察研修
八日市	四役会、常任理事会、広報委員会、活動支援、一人暮らし老人交流のつどい、広報委員会、見守り支援事業、助成事業、活動支援、研修
南部	見守り支援事業、助成事業、活動支援、給食ボランティア総会、常任理事会、子どもひろば、障害者への理解を深めるつどい
永源寺	助成事業、主催事業、協賛事業支援、命のバトン、三役会、理事会、常任理事会、広報編集会議、えんがわ喫茶、親子手づくり教室、見守り活動推進会議、歳末おせち料理お届け・友愛訪問事業
五個荘	見守り支援事業、助成事業、活動支援、自治会福祉推進連絡会、役員会、事業部会、総務部会、広報部会、福祉委員研修会、福祉委員代表者会議、てんびんの里わくわく広場、福祉人権のつどい、交流研修
愛東	助成事業、活動支援、広報発行支援、理事会、三役部会長会、会費、あいとう夏まつり、じゅぴあまつり、交流研修、組織体制検討会議
湖東	見守り支援事業、助成事業、活動支援、広報発行支援、理事会、高齢者市内見学、福祉推進委員研修会、湖東ふるさとまつり、歳末おせち配食事業
能登川	助成事業、活動支援、理事会、評議員会、総務会計部会、研修部会、広報部会、事業企画部会、役員研修、10周年記念事業実行委員会、レクリエーション講座、福祉のまちづくり講演会、歳末おせち料理配食事業
蒲生	助成事業、活動支援、本部役員会、役員会、広報、総会、歳末お楽しみ会、福祉と健康のつどい、生きがい教室、福祉のまちづくり講座、あかね福祉大会、身体障害者更生会との交流、中学生懇談会、地区住民福祉計画推進

【出典】東近江市社会福祉協議会「平成27年度事業報告書」

### 生活支援サポーターの取組

地区	活動名	地区	活動名
玉緒	生活支援サポーター講座受講者懇談会	湖東	生活支援サポーター講座受講者懇談会
御園	ちょこっとサポートみその	能登川	ちょこっとサポートのとがわ
建部	生活支援サポーター懇談会	蒲生	生活支援サポーターコスモスの会
中野	たすけあい中野		おしゃべりコーディネーター蒲生会議
八日市	生活支援サポーター		長峰北生活サポート隊
永源寺	生活支援サポーター絆		長峰西生活サポート隊検討会議
五個荘	生活支援サポーター講座受講者懇談会		

【出典】東近江市社会福祉協議会「平成27年度事業報告書」



### ③小地域福祉活動の支援状況 —社会福祉協議会事業報告—

社会福祉協議会では、見守りが必要な方への訪問による安否確認や小さな変化に気づく市民の活動を支援し、地域の見守り活動を実施しています。

給食サービス、友愛訪問・一人暮らし高齢者安否訪問は、地区全体で年間の対象者が844名、実施回数262回、延べ利用人数は135,451名となっています（平成27年度実績）。

平成28年度からは、市と社会福祉協議会のサロン助成事業の統一化を行い、サロンの運営、立上げ等の小地域活動を支援しています。

#### 平成27年度のサロンの実績

あったかサロンづくり事業補助	117ヶ所	1,307回	7,722,214円
ふれあいいきいきサロン助成	110ヶ所	820回	5,271,000円



「ニコニコ健康づくり&コミュニケーションゲーム講習会」



八日市地区「とんとん茶〜来る」



建部地区「ちよときて Cafe」



御園地区「野村町なかよしサロン」



南部地区「沖野団地ふれあいサロン」

【出典】東近江市社会福祉協議会「平成27年度事業報告書」

## 施策3 誰もが主役のまちづくり

### (1) 施策の内容

#### 3-1

子どもや若者など、地域を担う次の世代が地域活動に興味をもち、参画できる工夫や働きかけを行います。

#### 3-2

福祉・教育・環境・産業・まちづくりなど、分野の枠を越えて人がつながる企画や場を提供します。

#### 3-3

NPOや民間企業が市民や行政とともにまちづくりに参画し、力を発揮できる環境づくりを推進します。

#### 3-1

子どもや若者など、地域を担う次の世代が地域活動に興味をもち、参画できる工夫や働きかけを行います。

- 子どもや若者が参加できるイベントの開催や学校教育と連携した取組を進めます。
- 地域の「乗せ上手・乗せられ上手」の文化を大切にし、子どもの頃から「ありがとう・おたがいさま」の文化を根づかせる働きかけを行います。
- 行政組織や地域の各団体、組織等で次世代を育てる風土づくりを行います。

#### 3-2

福祉・教育・環境・産業・まちづくりなど、分野の枠を越えて人がつながる企画や場を提供します。

- 協働ラウンドテーブルを進めます。
- 市民発のつながりの場に行政職員も積極的に参加し、分野を越えた人のつながりをつくれます。

#### 3-3

NPOや民間企業が市民や行政とともにまちづくりに参画し、力を発揮できる環境づくりを推進します。

- NPOの先進的な取組を支援します。
- SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の仕組みを導入し、民間事業者とともに地域課題の解決を図る仕組みを試行します。



## (2) 施策導入の背景・理由

### 1) 本市や国等における政策的背景

#### ①協働で課題解決に取り組む「協働ラウンドテーブル」の仕組み – 市民協働推進計画 –

市民協働推進計画では、地域課題に対して多様な主体が協働で取り組む仕組みとして協働ラウンドテーブルの設置を提案しています。

東近江市らしい協働ラウンドテーブルの仕組みを検討するために、市民による「協働ラウンドテーブル運営委員会」を組織し、ラウンドテーブルの企画及び実践を試みています。

また、具体的な地域課題の解決に向けた話し合いを実施しています。

## 2 協働で取り組むしくみづくり

市民、事業者、行政など、まちづくりの主体が集まり、地域の課題を把握し、課題の解決に向けて、協働で取り組むことのできるしくみづくりを進めます。また、市民の参画の機会を拡充し、市政への民意の反映に努めます。

### ●協働ラウンドテーブル\*の設置

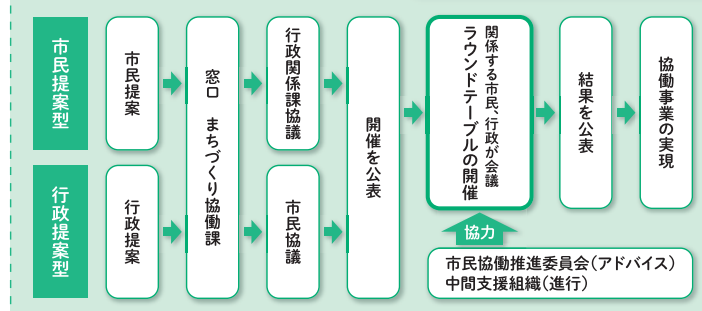
- 市民提案型協働事業の実施
- 行政提案型協働事業の実施
- 市の施策、予算等への反映



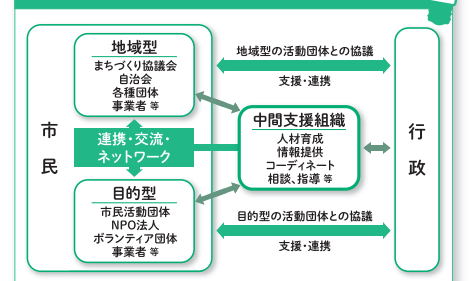
#### ラウンドテーブル

出席者の序列や上下関係を問わず、フラットな立場での意見交換を目的にした会議です。東近江市の「協働ラウンドテーブル」では、その結果を予算・研修等に反映し、協働事業の実現につなげます。

#### 協働ラウンドテーブルのしくみ(案)



#### 中間支援活動のイメージ図



【出典】東近江市市民協働推進計画

#### ②S I Bの仕組みを取り入れた実証事業 –まちづくり協働課–

本市では、「コミュニティビジネススタートアップ支援事業」として、地域資源を最大限活用し、多様化する地域課題をビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」の立上げに取り組む事業者を支援しています。

平成28年度は、S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）の仕組みを取り入れた実証事業を実施し、「がもう夢工房拠点整備事業」や「ほんなら堂」等、4つの取組を採択しています。

# コミュニティビジネススタートアップ支援事業

平成28年度はSIBの仕組みを取り入れた実証事業を実施

地域資源を最大限活用し、多様化する地域課題をビジネスの手法を用いて解決する「コミュニティビジネス」の立上げに取り組む事業者を支援します。平成28年度は行政だけでなく、市民の皆さんのあたたかくも厳しい応援でバックアップする仕組みづくりに挑戦します。

## 平成28年度採択事業概要

### がもう夢工房拠点整備事業 がもう夢工房協議会

地域循環型社会をめざしたコミュニティビジネスの拠点整備  
コミュニティカフェcocoがもう開業、あかねマルシェ開催

#### 平成28年度末の成果目標

- ・夢工房の拠点整備が完成している。
- ・事業が開始されている。
- ・スタッフ雇用が始まっている。
- ・夢工房に関わる人が増えている。



### クミノプロジェクト クミノ工房

地元産材を活用した木製玩具「クミノ」の製造販売

#### 平成28年度末の成果目標

- ・マーケティング作業を通じ販売先について具体的な計画ができています。
- ・商品パッケージに関して具体的な展開が決まっています。
- ・森林組合がビジネスパートナーになっている。



### 東近江発！新しいせっけんブランドの立ち上げ

～次世代による“第二次せっけん運動”ビジネス化計画～

NPO法人愛のまちエコ倶楽部

新・廃食油リサイクル石鹸の商品開発  
ブランドデザイン・パッケージのデザイン

#### 平成28年度末の成果目標

- ・商品パッケージに関して具体的な展開が決まっています。
- ・試作品が完成している。
- ・試作品のモニターとして100人が使用し、感想や改善点などがまとまっています。
- ・事業体の立ち上げに対して、具体的かつ詳細なプランができていて、立ち上げに展望ができています。



### ほんなら堂 あいとうふくしモール運営委員会

地域の困りごと、暮らしの困りごとを地域で解決するしくみづくり  
サポーター養成講座の開催、空き家管理事業の開始

#### 平成28年度末の成果目標

- ・サポーターの養成講座が行われ、サポーターが5人増えている。
- ・サポーターの交流会を行い、モチベーションを高める。
- ・向こう3年間の経営計画が完成し、4月以降の行動計画が明確になっている。
- ・空き家の管理業務のノウハウを取得できており、具体的な空き家募集が始まっている。



【出典】まちづくり協働課資料

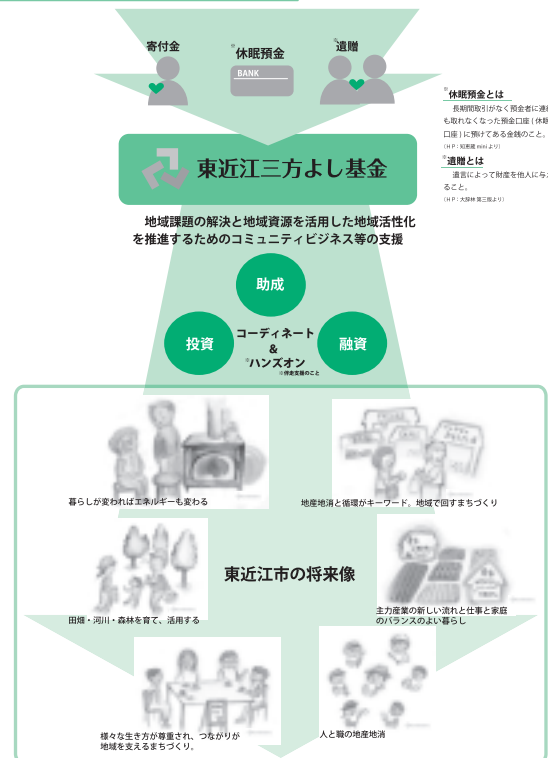
## 2) 施策に関連した取組の成果等

### ①「東近江三方よし基金」の試み

本市では、コミュニティビジネス等による地域課題の解決と地域資源を生かした地域活性化を推進するためのコミュニティファンドを創設することを目指して、「東近江三方よし基金」設立に向けた取組が始まっています。

一人一人の思いがこもった「志のあるお金」を、地域の里山の保全、この地に住み続けたいと願う次世代を育てる活動、地域の世代を越えた交流の場づくり、若者が就きたいと思う仕事づくりなど、社会的に意義のある活動に生かすための基金です。

### 東近江三方よし基金 目指すカタチ

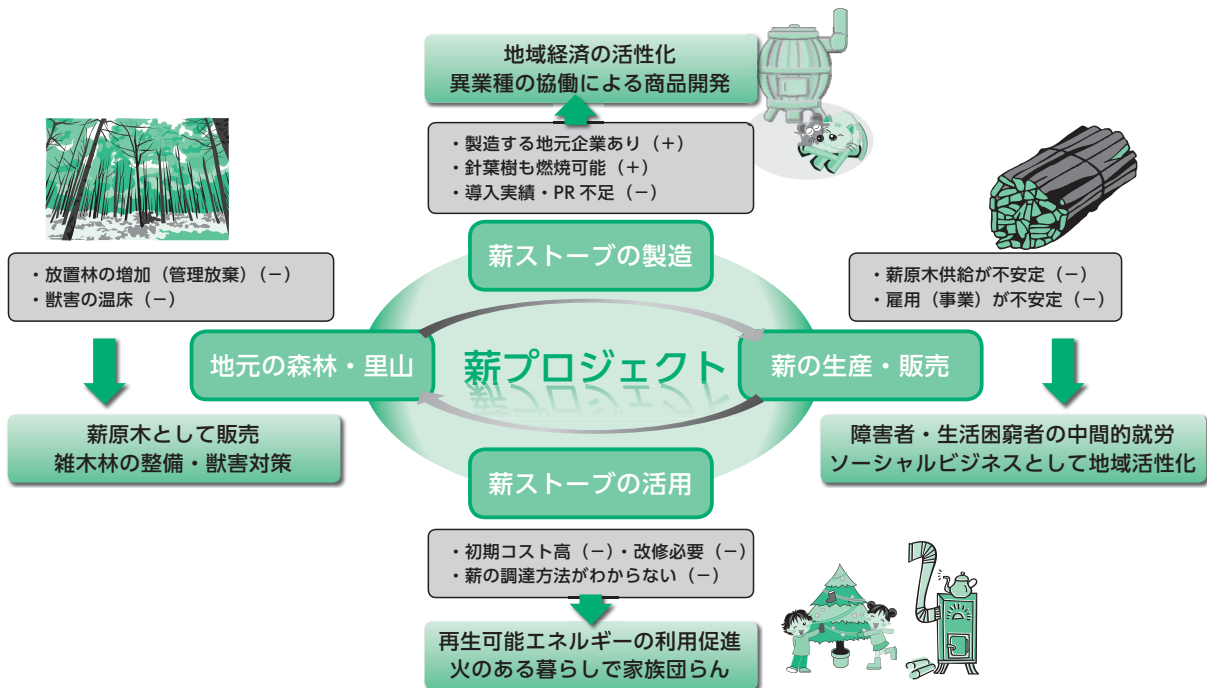


【出典】東近江三方よし基金パンフレット

## ②分野を越えて生まれた新たな取組としての「薪プロジェクト」－地域生活支援計画－

本市は、山林面積が多く、放置林対策が求められており、間伐作業から出た原木の処理が課題となっています。薪ストーブを製造する地元企業もあり、原木を薪にする作業ができれば循環が可能になります。他方、障害者や生活困窮者の中間的就労の場として、薪の製造が働く場になり、課題解決の連携から「薪プロジェクト」の取組が実現しました。

薪ストーブの製造、薪の製造販売、障害者や生活困窮者の中間的就労の場といった関係が市場の中で実現する仕組みは、今後の就労支援の資源開発という点から大変興味深いものです。地域の資源を活用し新たなビジネスを生み出し、その中に働き手のニーズが生まれ、中間的就労につながることで、まちづくりと環境と福祉が一体となり、さらに経済が循環するという、地域にとって財産となる取組です。



### ○策定委員会からの意見

策定委員会では、地域活動を担う人材不足や、次世代を担うリーダー育成の必要性についての意見が出ました。

- ✓子育て世代は自分の暮らしに困っていて、支える側に回るのは難しい。お互いさまでなく自己完結型になっている。支援を受ける側に徹しており、してもらったことを次は自分がするという助け合いの感覚が乏しい。自主的なサークル等もあるが支援者の年代が上がっており、次の世代への引き継ぎができていない。
- ✓老人クラブは健康・友愛・奉仕の理念を持っているが、奉仕という部分を次の世代の人に理解してもらえず、集落単位で連合会をやめてしまうこともある。
- ✓地区活動などは、会員や仲間の自己満足で終わってはいけないと思いつつ、自己満足で終わる。若い人に見てもらって参加してもらおう手法が必要である。

## 2 「まるごと」のしかけづくり

### 施策4 制度のはざまをつくらない課題発見と相談体制の構築

#### (1) 施策の内容

##### 4-1

「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」に向けて、横断的な連携と相談の質の向上を図ります。

##### 4-2

地域の相談機能の強化に向けて、民生委員児童委員と地域の各団体、専門機関などとの連携を進めます。

##### 4-3

相談機関の連携を図り、地域の権利擁護体制の充実と相談体制の包括化を目指します。

##### 4-1

「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」に向けて、横断的な連携と相談の質の向上を図ります。

- 制度のはざまにいる人への丁寧な支援のための庁内連携と人材育成を強化します。
- 行政相談部門のアウトリーチ機能を強化します。

##### 4-2

地域の相談機能の強化に向けて、民生委員児童委員と地域の各団体、専門機関などとの連携を進めます。

- 地域の相談役としての民生委員児童委員と市民の支え合い活動、専門職による情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取組を進めます。
- 14地区を単位とした地域福祉の新たな拠点において、地域組織主導により、専門職が参加する生活支援の検討会や定期的な課題発見のための調査活動に取り組みます。

##### 4-3

相談機関の連携を図り、地域の権利擁護体制の充実と相談体制の包括化を目指します。

- 「まるごと」の総合相談支援に向けて、相談機関のネットワーク化を図ります。
- 医療法人や社会福祉法人等が連携して、24時間相談できる仕組みを検討します。
- 法律職と福祉職が連携し、権利擁護の相談体制を強化します。





## ②「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」を目指して ―東近江市地域生活支援計画―

地域生活支援計画の目標「市民の困りごとに寄り添う市役所づくり」の実現に向けた取組としては、生活困窮者支援における自立相談支援を中心に、個々のケースを通じて庁内連携を進めています。

一方で、行政全体の相談機関の連絡会議や人材育成のための研修等の取組は、今後の課題となっています。

## ③直営の地域包括支援センターのサテライト化 ―プロジェクト委員会調査報告―

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な相談支援機関として一層の機能強化を図る必要があります。本市では、高齢化の進展に伴う相談件数や複雑多様な問題を抱える支援困難ケースの増加への対応や介護保険法改正に伴う重点事業の推進のため、平成27年度に地域包括支援センターの体制を見直し、6支所に専従の相談員を配置しました。

その結果、実態把握調査件数が大幅に増加するとともに、要援護者の早期発見・早期対応が可能になり、支所と本庁地域包括支援センターの連携によるアウトリーチ型（訪問型）相談支援体制を強化することができました。また、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所等、地域の関係機関との顔の見える関係づくりの推進により、支援の充実強化にもつながっています。

一方、本庁と支所の更なる連携、相談員と保健師の連携強化、地域特性を生かした取組、相談員のスキルアップ等の課題が残っています。

## 2) 施策に関連した取組の成果等

### ①民生委員児童委員が相談に果たす役割 ―市民アンケート調査―

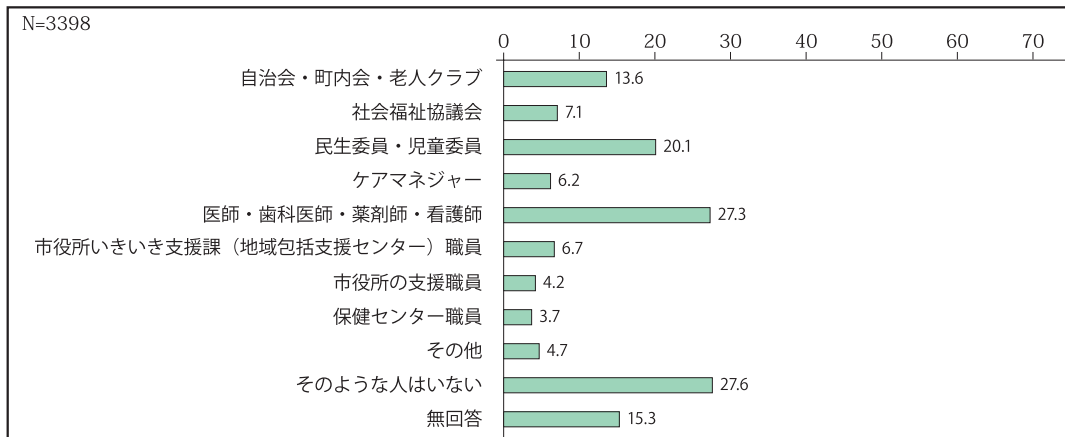
市民アンケート<sup>2</sup>では、「家族・知人以外に相談する人」として「医師・歯科医師・薬剤師・看護師」の次に「民生委員・児童委員」が挙げられており、民生委員児童委員が地域の身近な相談役として機能していることが分かります。

一方、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）への調査<sup>3</sup>からは、「必要な連携が不足しているために今後充実させたい関係機関」として、医療機関や地域包括センターの他に、民生委員児童委員や近隣住民が高い割合となっています。

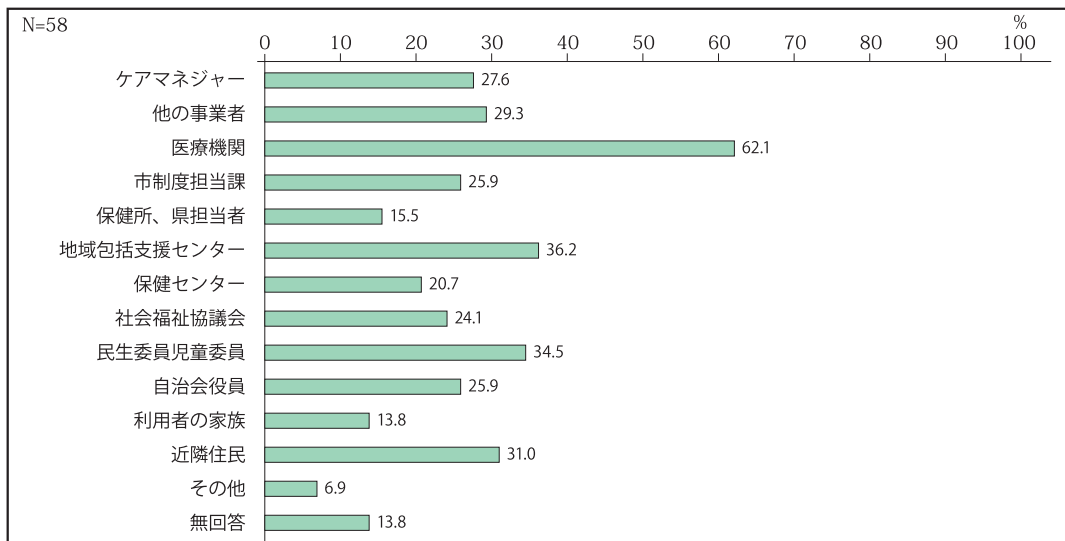
2 P23の市民アンケート調査と同様

3 調査は、平成25年11月実施、居宅介護支援事業所の介護支援専門員108人に配付、101人が回答（回収率93.5%）

## 家族・知人以外に相談する人



## 必要な連携が不足しているため今後充実させたい機関



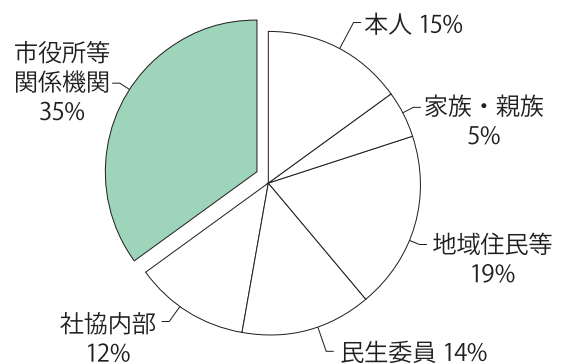
【出典】「東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための市民アンケート調査等結果報告書」（平成26年2月）

## ②社会福祉協議会による「総合相談」の取組 —社会福祉協議会事業報告—

社会福祉協議会には、福祉の「総合相談窓口」が設置されており、多くの相談が寄せられています。地域福祉権利擁護事業や貸付事業、生活困窮者の家計相談、介護や障害者支援のマネジメント事業等、福祉の相談が集約されており、地域包括支援センター等との連携も図られています。

### 相談件数と相談経路

	平成26年度	平成27年度	前年度比
相談件数	5,380	5,220	▲160
うち、個別支援	644	693	49



【出典】東近江市社会福祉協議会「平成27年度事業報告書」

### ③NPO法人による相談支援の取組 —プロジェクト委員会調査報告—

NPO法人「まちの相談室よりそい」は、身近な相談窓口として、社会福祉士による相談事業を実施しています。

また、弁護士、司法書士、社会保険労務士等の専門職が連携したワンストップサービスの相談会を年2回開催しています。

### ④市民と医療・福祉の専門職との懇談会の試み —プロジェクト委員会調査報告—

社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定時や生活支援コーディネーターの活動の一環として、御園地区と中野地区では、市民と専門職が今後の地域のあり方について懇談する場が持たれました。地域ごとに課題が共有され、市民と専門職の具体的な連携に向けて、今後こうした機会をもつことが望まれています。

#### 御園地区 懇談会の様子

新興住宅やアパートが増え、自治会の加入率も低く、人と人とのつながりが希薄化し、暮らしの困りごとが見えにくくなっている現状から、支援が必要な人の声や思いを知る必要があるとして、高齢者、障害者、子どもに関わる専門職26名と推進会議の市民メンバー13名が懇談しました。

専門職からは、「制度では支えきれない暮らしの困りごとがある」、「サービスを利用されていても、地域での暮らしぶりが全く見えない人がある」、「経済的困窮を理由にサービスが利用できない高齢者や決して良いと言えない環境で暮らす子どもがいる」等の意見が出されました。

推進会議の市民メンバーは、専門職から見た課題を聞き、地域ぐるみの見守りや、つながり合える居場所の必要性を改めて確認する場になりました。





## 中野地区 懇談会の様子

生活支援サポーター養成講座を受講したメンバーが中心となり、『たすけあい中野』の活動を始めましたが、支援対象者が少人数にとどまっていることから、『地区住民福祉活動計画』推進会議で、「地域には助けを求められず困っている人がもっといるのではないか」との課題が出されました。そこで、地域生活の支援に関わる医療や福祉の専門職と「どんな困りごとがあるのか」、「困りごとに気付くポイント」、「市民と専門職が連携してうまくいった事例」を共に考えました。高齢者・障害者・子どもに関わる専門職28名と推進会議の市民メンバー11名が懇談しました。

専門職からは「ゴミ出し等、ちょっとしたことが本人にとっては大きな困りごとになっている」、「これまでの生活歴や暮らしぶりを知る住民同士だからこそ、ちょっとした変化に気付けるアンテナ役になれる」等、地域の見守りや助け合いに対する期待が寄せられました。

推進会議の市民メンバーは、「地域の中にアンテナ役を増やしていくこと」や「気付いた人が日常的に専門職とつながり一人一人を支えていくこと」の大切さを感じ、今後も話し合いの場の必要性が確認されました。



### ○策定委員会からの意見

策定委員会では、24時間の相談体制の必要性や、ケアマネジャーや民生委員児童委員が地域の相談で果たす役割についての意見が出ました。

- ✓福祉の24時間の相談体制が必要ではないか。障害をもつ子どもの親などは夜になると不安になる。医療では、かかりつけ医も緊急時等夜間の相談も受け付けている。
- ✓ケアマネジャーは、これまでの介護保険サービスでの役割から、地域に出向きフォーマルとインフォーマルをつなぎ地域で支える役割もある。地域でのケアマネジャーの役割を再評価してはどうか。
- ✓民生委員児童委員でないとできないことと、民生委員児童委員でなくてもできることを明確にする必要がある。たとえば、ゴミ出しは隣の人でもできる。介護の専門職ではできないことなど、具体的な状況から民生委員児童委員の役割を再確認してほしい。

また、相談機関や専門職同士が横のつながりを持ち、お互いの専門性を知ることや連携できる場が必要であるという意見が出ました。

- ✓支援する専門職も分野別のスペシャリストが多すぎて、お互いの仕事が見えない状況になっている。地域特性や資源を生かす必要はあるが、専門職同士が連携する場がなければ、必要な人に必要な支援ができない。
- ✓いろいろな相談の窓口があり、どこに行けばいいのか分からない。助けてとしか言えない人に対して、どのような支援があるのかを専門職として知らないといけませんが、専門分野以外分からず、つなげることができない。

## 施策5 地域の資源を生かした拠点機能の強化

### (1) 施策の内容

#### 5-1

地域共生社会づくりを進めるため、地域福祉の多機能な拠点のあり方を検討します。

#### 5-2

地域の多様な活動を含めた地域福祉の拠点に対する認証制度を導入します。

#### 5-3

地域の拠点が地域の困りごとを「まるごと」集約し、解決する場となるよう、しかけづくりを行います。

#### 5-1

地域共生社会づくりを進めるため、地域福祉の多機能な拠点のあり方を検討します。

- 地域に必要な多機能型福祉拠点のあり方を検討するプロジェクトチームを立ち上げ、具体的な取組や方法を検討します。
- 介護保険の地域密着型事業所や施設が、地域の拠点施設として多機能化する取組を試行する事業を実施します。

#### 5-2

地域の多様な活動を含めた地域福祉の拠点に対する認証制度を導入します。

- 介護保険制度によって配置された「生活支援コーディネーター」を中心に、地域の宝探しを進め、それらを冊子にまとめるなど「見える化」を行います。
- 地域福祉拠点認証制度導入に向けて、検討会等の話し合いの場を設けます。

#### 5-3

地域の拠点が地域の困りごとを「まるごと」集約し、解決する場となるよう、しかけづくりを行います。

- 地域の中の様々な拠点同士がつながるためのしかけをつくり、課題の集約と解決のための取組を多様な主体で行える体制づくりを進めます。
- 子育て支援事業やまちづくり事業、介護予防・日常生活支援総合事業で進める「生活支援等の推進のための協議体」等との連携を進めます。また、地域福祉の人材育成のネットワーク化を図ります。

## (2) 施策導入の背景・理由

### 1) 本市や国等における政策的背景

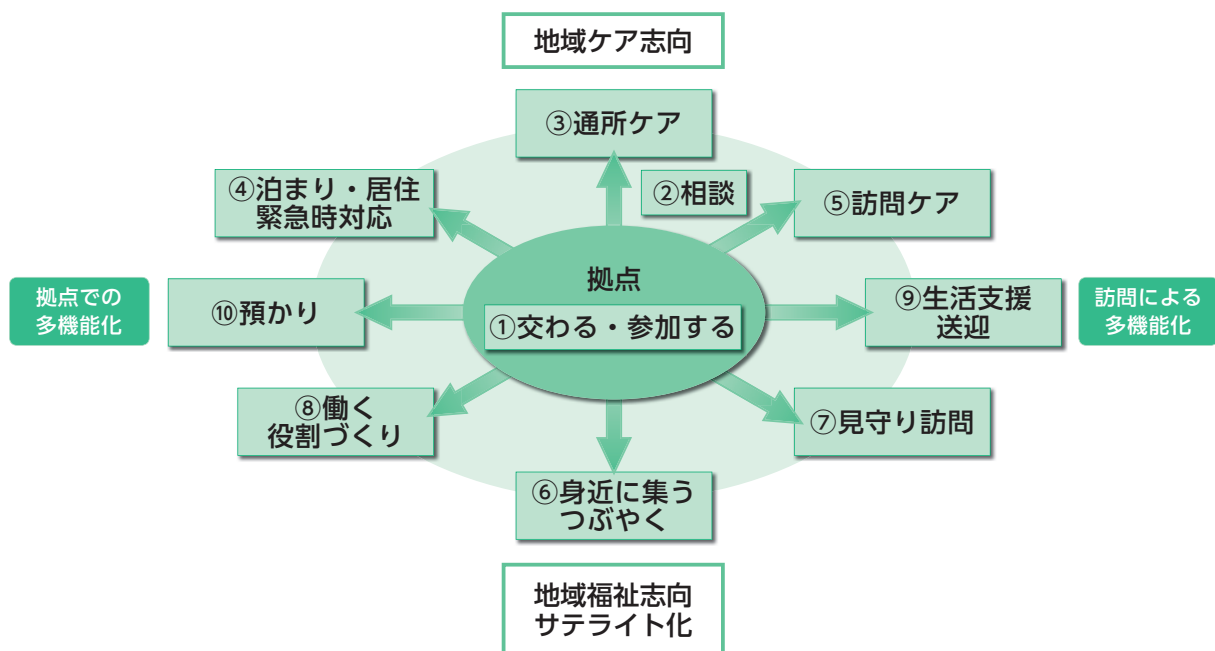
#### ①地域包括ケアの深化に向けた新たな施策展開 －国－

地域包括ケアの深化に向けた施策展開の中で、福祉サービスも「縦割り」から「まるごと」への転換が必要であるとし、それを具体化するため、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」が示されました。

ガイドラインでは、兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、現行制度で運用上対応可能な事項を明確化しており、高齢者、障害者、子ども等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消する取組が進められています。

#### ②多世代交流・多機能型福祉拠点研究の動向 －社会福祉推進事業研究会報告書－

こうした国の動きも受けて多世代交流型の福祉拠点に関する研究も進んでいます。平成27年度に全国コミュニティライフサポートセンターが実施した研究報告書では、これまでの先駆的な全国の実践をもとに多機能型福祉拠点の機能を整理しています。対象を問わず、誰もが利用できる拠点の機能として、以下のような機能を持つことが期待されています。



多機能型福祉拠点における10の機能

【出典】全国コミュニティライフサポートセンター『多世代交流・多機能型福祉拠点のあり方に関する報告書』2016

### ③福祉サービス事業所を中心とした拠点づくり —高齢者・障害者の各計画—

第6期東近江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域密着型サービス等を整備する場合に、地域における介護予防や高齢者の在宅生活を支えるため「地域交流スペース」の確保を推進することとしており、2020年までに10か所、2025年までに15か所の整備を目指しています。

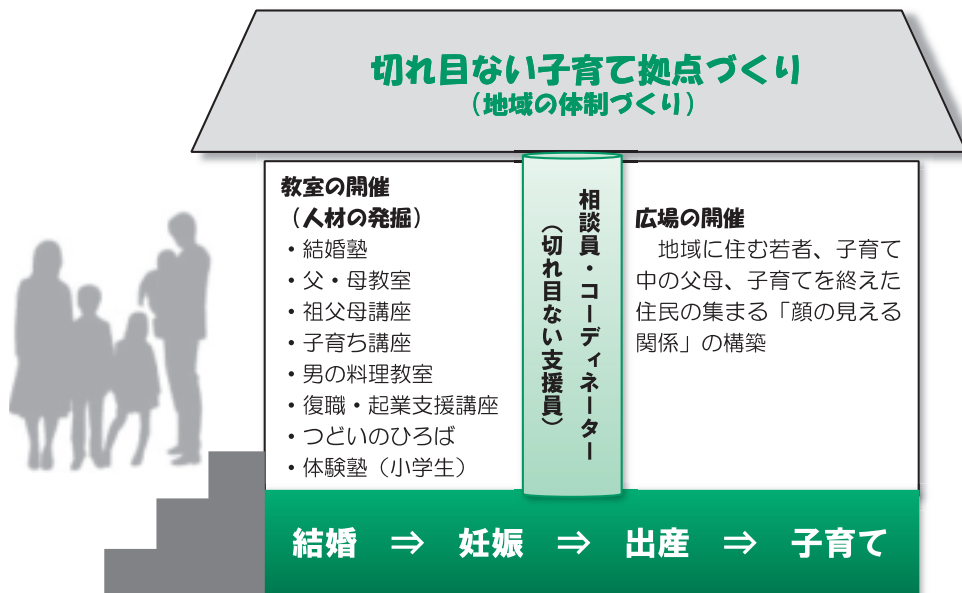
第2次東近江市障害者計画・第4期東近江市障害福祉計画では、障害のある人等の地域生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域生活支援拠点（行動障害や社会生活を営む上で困難性の高い人のグループホーム、一人暮らしに対するスーパーバイズ、24時間対応によるサポート体制の拠点等）について、その拠点機能の内容と整備の検討を進めています。

### ④子育て等の拠点づくりの成果と課題 —子ども・子育て支援事業計画—

東近江市子ども・子育て支援事業計画では「切れ目ない子育て拠点づくり」を目指して取組を進めています。

計画では「地域が親を支え、地域コミュニティの中で親同士や地域の人々とのつながりを持つことで、安心感や充実感をもって子育てができる社会を目指します。」「若者、子育て中の親をはじめ、若い世代を支える地域の人々が生き生きと活動できるように、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行います。」としています。

具体的には、「地域子育て支援拠点」を中学校区に1か所を基本に設置を進めることとしています。これらの取組を進める中で、子育て中などの若い世代の保護者は、支援を受ける側になり、支え合いや支援をする側になることが難しい等が課題となっています。



※切れ目ない支援員：結婚から子育てまでの各種相談に応じ、適切な支援者につなぐコーディネーター

【出典】東近江市子ども・子育て支援事業計画

## 2) 施策に関連した取組の成果等

### ①小地域の拠点 蒲生地区「地域の拠り所創造事業」 —プロジェクト委員会調査報告—

蒲生地区では平成27年度に「地域の拠り所創造事業」として、自治会エリアでモデル地区を公募し、誰もが気軽に集える拠点「むらカフェ」の運営を試行しました。また、新たな地域密着型の生活支援のコミュニティビジネスの仕組みの構築と試行が行われました。

モデル事業からは、「既存のサービス事業がたくさんある中でそれらを整理して進めなければならない」「サービス業、介護、シルバー、ボランティア、活動団体等、地域で理解し、地域の拠り所的な地域福祉の考え方を作らなければいけない」といった課題が明らかになってきています。

今後は、蒲生地区まちづくり計画書で掲げている地域医療との連携も視野に入れ、看取りだけでなく、在宅医療、介護、リハビリ等サービス利用時の交通手段の問題等、拠り所事業との連携も視野に入れ、地域でトータルな応援体制を作りあげていきたいとしています。



地域の拠り所のイメージ図

### ②食とエネルギーとケアの拠点「あいとうふくしモール」 —プロジェクト委員会調査報告—

平成25年4月、愛東地区において、安心して暮らすために地域での「食」と「エネルギー」の自給と「ケア」の充足を目指した拠点「あいとうふくしモール」が誕生しました。障害者が働く施設とデイサービス等の高齢者の生活支援施設、地元食材を活用した郷土料理の提供や福祉施設への食事提供・配食サービスを行う福祉支援型レストランが並んでおり、3つの施設はそれぞれ別の法人が連携しながら運営しています。

エネルギーを自給する取組として里山保全活動から生まれた薪を活用する薪ストーブと太陽光発電を屋根に設置しています。

さらに、地域に向けて「もったいないやりとり市」、「たまり場サロン」の開催や、地域の困りごとから新たな仕事を作る「ほんなら堂」の取組が地域づくりの新たなモデルとして注目されています。





### ③子育てを中心とした地域の拠点「子民家 etokoro」－プロジェクト委員会調査報告－

能登川駅前の古民家を拠点として、親子向けの講座や様々な活動を提供しています。市の「子育て拠点づくりモデル事業」の一つになっており、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援の拠点として取組を進めています。

また、地域住民の参加による味噌づくり講座等、世代を越えた関係づくりや文化の交流ができるプログラムが提供されています。

### ④子ども食堂「八日市おかえり食堂」－社会福祉協議会報告－

平成28年4月から、ボランティアグループ「おてんとさん」のメンバー（子育て中のお母さん）により、子ども食堂「八日市おかえり食堂」の取組が始まりました。

「おてんとさん」は、親子でデイサービスを訪問したり、子ども用品のリサイクル会を開催しているボランティアグループで、「自分たちの役割や必要とされている実感を得られる居場所があることによって、寂しさやしんどさを抱える子が一人でも救われるような場をつくりたい」と、子ども食堂の対象者を生活困窮世帯の子どもに限定せず活動しています。

運営については、社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会が連携し、地区社会福祉協議会は、広報で活動を周知しています。

今後は、もっと地区の人に活動を知ってもらい、“地域に暮らす子どもたちをみんなで支えていこう”という風土づくりにつなげていきたいと活動を進めています。

### ○策定委員会からの意見

策定委員会では、誰が拠点運営の担い手になるのか、どのような機能が必要になるのか等、様々な議論が行われましたが、地域により様々な形が想定される中で、継続して議論を行うことになりました。

また、福祉の制度やサービスが充実している中で、それらの情報や課題を集約する総合的な拠点の必要性や、課題を一元化できる仕組みが必要である等の意見も出ました。

- ✓ 誰が拠点づくりのリーダーシップをとって進めていくのか。行政が責任を持ちながら、社会福祉法人やNPO、市民団体等多様な担い手が考えられる。
- ✓ 福祉の施策が多すぎて地域の中にもたくさんあり、整理できていない。そこに行けば必要な情報が得られるような総合的な拠点が必要である。
- ✓ 自治会単位では解決できない課題を集約し、解決していくしかけや拠点が14の地区単位で必要ではないか。
- ✓ 拠点は大事だが、拠点をつなぐネットワークを同時に考えることが必要である。情報共有を図り、市で一元化できる仕組みも必要ではないか。
- ✓ これまでは、多機能型福祉拠点における10の機能（P38 図）の上の「地域ケア志向」の機能を社会福祉法人等各専門職が担い、下の「地域福祉志向」の機能を住民等が担い、切り離してきた。今後はそれらを統合した拠点が必要である。
- ✓ 拠点のイメージを固定することは避けたほうがよい。計画策定後、プロジェクトチームをつくり、継続して中身を検討する必要がある。



## 施策6 分野を越えた地域福祉の多様な人材育成

### (1) 施策の内容

#### 6-1

地域福祉を実践する人材の育成に取り組みます。

#### 6-2

介護保険制度によって配置された「生活支援コーディネーター」を地域福祉の人材として位置づけ、その発掘と育成に取り組みます。

#### 6-3

行政の地域担当制を生かし、地域福祉人材が横につながるプロジェクトを実施します。

#### 6-1

地域福祉を実践する人材の育成に取り組みます。

- 多様な地域福祉人材の育成プログラムの実施に取り組みます。
  - ①介護職員やケアマネジャー、医療職、保健師等の専門職が地域福祉を学び、連携するための研修事業を実施します。
  - ②社会福祉法人における各種人材への地域福祉教育事業を実施します。
  - ③協働ラウンドテーブルをとおして、子ども・若者・子育て中の保護者、シニア世代等、地域福祉の新たな担い手を育成します。

#### 6-2

介護保険制度によって配置された「生活支援コーディネーター」を地域福祉の人材として位置づけ、その発掘と育成に取り組みます。

- 「生活支援コーディネーター」を孤立させないサポート体制の構築に取り組みます。
- 社会福祉協議会に配置された地区担当ワーカーと連携して、14地区の「生活支援コーディネーター」を市民中心に新たに育成します。
- 生活支援サポーターの養成講座を地区単位で多様に開催します。

#### 6-3

行政の地域担当制を生かし、地域福祉人材が横につながるプロジェクトを実施します。

- まちづくり分野における人材育成の取組と連携し、行政地区担当職員と地域福祉を実践する人材が連携できる体制づくりを行います。
- 地域担当職員を中心に地域の新たな取組の芽を発見し、それをつなげるプロジェクトや様々な分野の地域福祉を担う人材同士が情報交換できる場を用意します。

## (2) 施策導入の背景・理由

### 1) 本市や国等における政策的背景

#### ①地域担当職員制度の動き

本市では、地域の活動を積極的に支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、平成28年度から「地域担当職員制度」を導入しています。公募によって選ばれた職員等、68名が活動しています（平成28年6月30日現在）。

#### ■地域担当職員制度の概要

##### ●目的

職員を各地区まちづくり協議会に配置することにより、地域自治の充実と協働のまちづくりを進めます。

##### ●基本方針

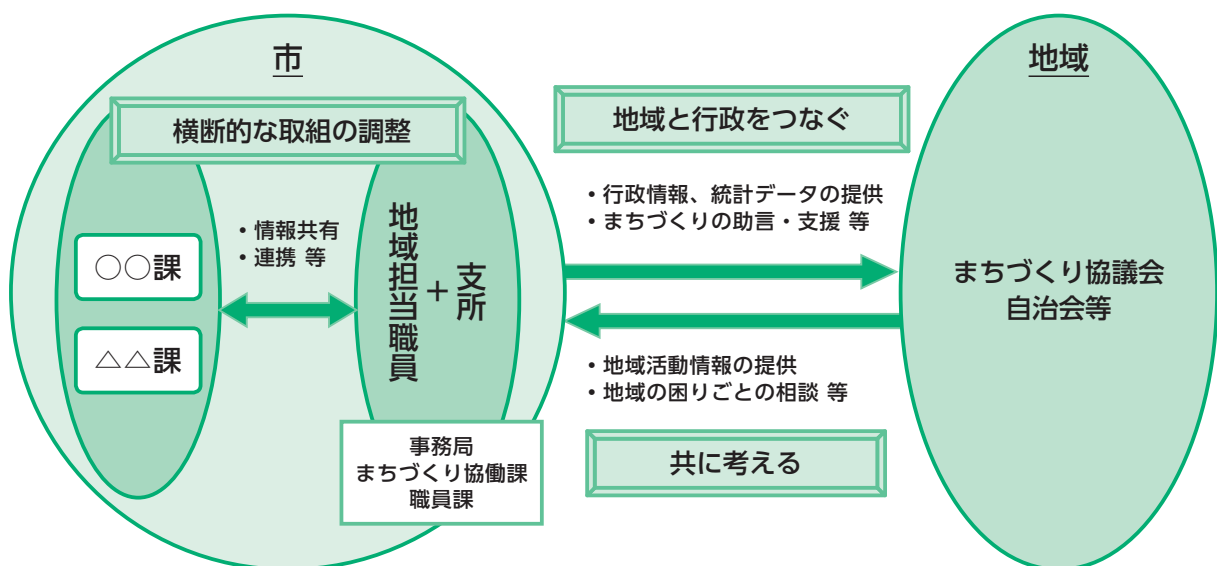
- ①地域課題への庁内横断的な取組の推進 ~従来の枠を越えて対応します~
- ②地域の特性を生かした市政の推進 ~地区へのサポートを強化します~
- ③現場主義の人材育成 ~市民目線で仕事をする人材を育成します~

##### ●地域担当職員とは？

地域と行政の情報伝達役、地域内の活動団体のコーディネーター役として、地域のまちづくりについて共に考え、支援を行う職員のことです。

各地区まちづくり協議会に地域担当職員を3名以上配置（チーム制）し、会議に参加し、地区の活動に関して庁内関係部課との連絡調整を行います。地区のまちづくり計画の改定及び事業実施の支援を行います。

イメージ



【出典】まちづくり協働課資料

## ②多様な主体と地域の課題解決に取り組む人材の育成 –東近江市市民協働推進計画–

「東近江市市民協働推進計画」では、「人材育成と意識改革」として、「職員の意識改革」「市民と行政の協働理解の促進」「若い世代のまちづくりへの参加促進」「地域リーダーの発掘及び育成」「協働事例の表彰」に取り組むとしています。

それらに基づき、本市では「職員力＋1プロジェクト」や「協働研修」、「組織運営能力向上セミナー」、「共に考え共に創るわがまち協働大賞」等を実施しています。

### 2) 施策に関連した取組の成果等

#### ①地域福祉プロジェクト委員会を通じた行政の人材育成 –プロジェクト委員会報告–

プロジェクト委員会を通じた地域福祉の発見活動が、行政の地域福祉を考える人材育成の取組となりました。

チーム永源寺、蒲生地区「地域の拠り所創造事業」等のヒアリング、就労支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業等の取組、地域福祉計画策定委員会での議論等から、地域福祉の考え方や理念を共有することができました。

#### ②社会福祉協議会「生活支援サポーター養成研修」の取組 –社会福祉協議会報告–

社会福祉協議会では、生活の中での困りごとに気づき、支援する人づくりを目的に「生活支援サポーター養成研修」を開催しています。また、組織の立上げ支援や、既に活動されているグループへの支援も行っています。

#### 平成27年度生活支援サポーター養成講座の開催状況

3会場12回	参加者延331名
玉緒会場 4回	参加者42名 参加者延104名
五個荘会場 4回	参加者45名 参加者延141名
湖東会場 4回	参加者27名 参加者延 86名

#### 生活支援サポーター養成講座のプログラム例

日程	内容
1日目	「今、世話焼きさんが必要なワケ」 「コミュニケーションについて～お助け上手をめざして～」
2日目	福祉の現場から「高齢者・障害者の暮らしを見つめる2人のつぶやき」（介護等の専門職からの報告）
3日目	事例報告「助けてと言える地域をめざして～“すきまを埋める”助け合い活動～」 （生活支援サポーターの取組事例の報告）
4日目	「暮らしの場での“気づき”と“私にできること”」

### ③地域版「サポーター養成講座」の取組（愛東地区）－プロジェクト委員会調査報告－

「あいとうふくしモール」では、「ほんなら堂」として、買物、通院等の高齢者の生活支援を展開しています。その中で、活動の担い手となるサポーター養成講座を年2回開催しています。

講座は、高齢者の特性、緊急時や移動の方法等を医師や福祉の専門職から学ぶプログラムとなっています。講座修了者はサポーターとして登録し、50歳代から60歳代までの退職した人や子育てが終わった人を中心に現在10名が活動されています。

### ④分野を混ぜて人が集う「フェスタ」の試み

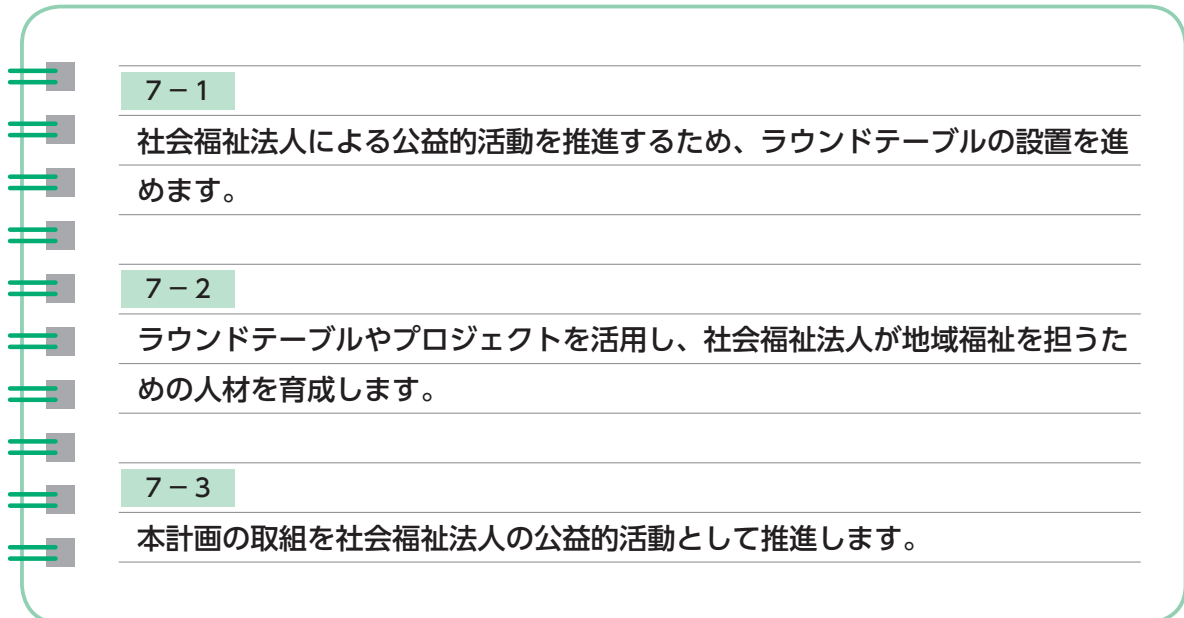
子民家 etokoro では、プレママ・パパ講座の企画として、「プレママ・パパ&子育て応援フェスタ」に取り組んでいます。地域にはプレママ・パパを応援する人や場所がたくさんあるのに、あまり知られていないということから、そうした人たちとプレママ・パパや、子育て世代の人たちをつなぐ企画となっています。

まちづくり協議会や民生委員児童委員、社会福祉協議会などの地域で支える人たちや、ヨガ教室やタクシー会社など民間で子育てにかかわる人たちも参加しており、普段は交わらない人たちが知り合える会になっています。同時に、無料の公開講座を開催し、今の子育ての悩みや子どもとの接し方をいろんな世代が共有できるゆるやかな研修の場になっています。

### 3 「みんなの応援」の仕組みづくり

#### 施策7 社会福祉法人による公益的活動の推進

##### (1) 施策の内容



##### 7-1

社会福祉法人による公益的活動を推進するため、ラウンドテーブルの設置を進めます。

- 社会福祉法人と行政が公益活動の目的を共有し、内容を検討する場としてのラウンドテーブルの設置を進めます。

##### 7-2

ラウンドテーブルやプロジェクトを活用し、社会福祉法人が地域福祉を担うための人材を育成します。

- ラウンドテーブルを人材育成のための場とし、職員が主体的に参加し、実践するしかけを用意します。



### 7-3

本計画の取組を社会福祉法人の公益的活動として推進します。

- 次のプログラムを中心に、社会福祉法人が公益的活動に取り組む方法を検討します。
  - ▶ 東近江市版の共助の仕組みづくり事業
  - ▶ 地域福祉の拠点づくりと24時間対応
  - ▶ 生活困窮者等の就労機会の開発

## (2) 施策導入の背景・理由

### 1) 本市や国等における政策的背景

#### ①社会福祉法の改正（社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施） —国—

社会福祉法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、「地域における公益的な取組」について、その趣旨等が国から示されました。社会福祉法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応し、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担がない福祉サービスを提供することとしています。

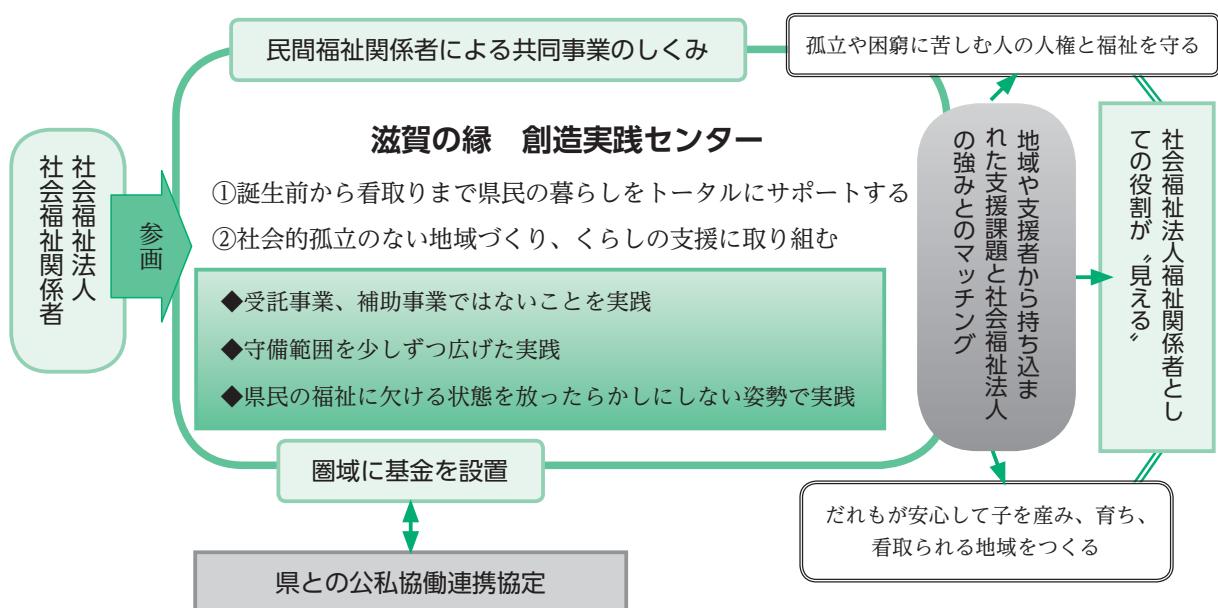
- ▶ 地域福祉計画等の方針の活用
- ▶ 地域性、自主性が尊重される仕組み
- ▶ 主たる社会福祉事業の質向上が前提、その延長線にある公益的活動
- ▶ 複数法人による活動の協働化

#### ②「滋賀の縁 創造実践センター」の取組 —滋賀県社会福祉協議会—

「滋賀の縁 創造実践センター」は、民間福祉関係者が制度や分野の枠を越えてつながり、志と資金、知識、技術などを持ち寄り、社会とつながっていない人々が生き生きと地域の中で暮らせるように支援する仕組みを滋賀県下に作り実践していくための推進母体（プラットフォーム）として、平成26年9月に設立されました。

支援者がつながり、学び、支え合う場をつくること、地域の中に「おせっかい」を広げること、困っている人たちに「うちにおいでよ」といえる場をつくること、そのような様々な「縁結び」「場づくり」をすること、また実施しようとしている団体、法人、個人それぞれを応援することが、「滋賀の縁 創造実践センター」の役割となっています。

本市では、平成28年3月時点で、子ども食堂を1か所、ひきこもりの人と家族支援のモデル事業を1か所実施しています。



【出典】 滋賀の縁創造実践センターの仕組み（「福祉しが（仮称）滋賀の縁 創造センター特別号」）



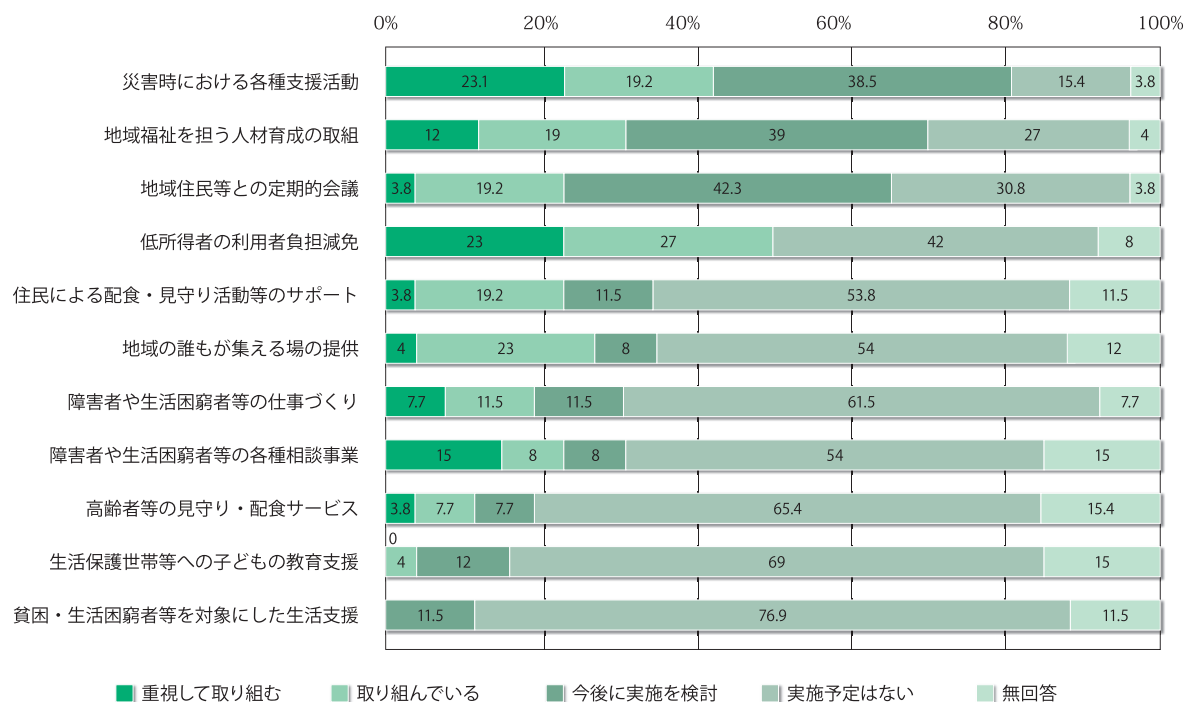
## 2) 施策に関連した取組の成果等

### ①社会福祉法人による公益的活動の調査結果 –プロジェクト委員会調査報告–

本市の社会福祉法人を対象に地域福祉活動の実施状況を調査したところ<sup>4</sup>、4割以上の法人が「災害時における各種支援活動」を取り組んでおり、「今後に実施を検討」を含めると8割以上となっています。

ほかに実施率が高かった活動は、「低所得者の利用者負担減免」「地域福祉を担う人材育成の取組」「地域の誰もが集える場の提供」で、「人材育成」や「住民等との定期的な会議」については今後実施を検討するとした法人が多くなっています。

#### 社会福祉法人による地域福祉活動の取組状況



生活支援では、「住民による配食・見守り活動等のサポート」は約2割、「高齢者等の見守り・配食サービス」は約1割の法人が取り組んでいました。生活困窮者支援との関連では、「障害者や生活困窮者の仕事づくり」が約2割、「障害者や生活困窮者等の各種相談」も約2割となっています。一方、「生活保護世帯等への子どもの教育支援」の取組は1法人にとどまっています。「貧困・生活困窮者等を対象にした生活支援」を実施している法人はありませんでしたが、約1割は実施予定となっており、今後増える可能性が期待されます。

4 調査は、平成27年11月に実施。市内の25法人が回答

地域福祉活動を推進する上での課題

	調査数	法人として社会貢献の方針・方向性が明確でない	行政との連携がとれない・とりにくい	地域住民との連携がとれない・とりにくい	他法人との連携がとれない・とりにくい	法人内に地域福祉活動の推進を担う人材がない・育たない	地域福祉活動の予算確保が困難である	その他	無回答
調査数	26 100.0	6 23.1	2 7.7	7 26.9	3 11.5	11 42.3	12 46.2	6 23.1	3 11.5
高齢者	8 100.0	1 12.5	— —	2 25.0	— —	4 50.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5
障害者	11 100.0	3 27.3	1 9.1	3 27.3	2 18.2	4 36.4	5 45.5	3 27.3	2 18.2
保育園	7 100.0	2 28.6	1 14.3	2 28.6	1 14.3	3 42.9	5 71.4	2 28.6	— —

活動課題は、「予算の確保」と「人材の確保・育成」が最も多く、保育園では特に「予算の確保」の割合が高く、高齢者分野では「人材不足」となっています。地域住民との連携が取りにくいという課題も分野を問わず一定割合見られました。

②社会福祉法人の地域貢献セミナー

平成28年7月に、社会福祉法人を対象とした、地域貢献について学習・検討するためのセミナーを開催しました。セミナーでは、社会福祉法人の地域貢献について共に検討するための場を設け、効果的に進めていくことなどについて、方向性を見出すことができました。

一般的に地域福祉は地域住民が担うものとされますが、福祉の専門職が地域力を持ち、利用者だけでなく、地域にアプローチすることを「地域の福祉力」と呼び、専門機関がその力を持つことで「地域福祉の推進力」が増加するという考え方を共有しました。社会福祉法人の地域貢献事業は「福祉の地域力」であり、地域福祉推進に欠かせない力であると考えます。

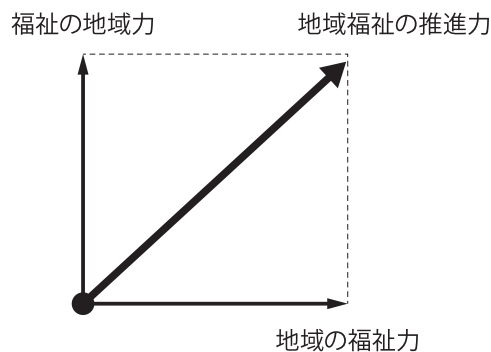


図 地域福祉の推進力

### ③社会福祉法人等の取組例 —プロジェクト委員会調査報告—

#### 「障害者施設連絡協議会」の取組

障害福祉の向上と充実を目的として、市内23事業所が互いに交流、情報交換するため、障害者施設連絡協議会を設立し活動しています。

- ▶市と連携した優先調達推進
- ▶市役所内ショップでの就労体験
- ▶市役所内ショップへの商品提供や提供を通じた事業所製品の向上
- ▶人材育成を目的とする研修、学習会の実施等

#### 「チーム永源寺」の取組

医療、介護、福祉等の専門職を中心に定期的な会合や勉強会を開催し、民生委員児童委員や地域の支え合い団体等も参加して、地域で暮らし続けるための連携を図るネットワークとして活動されています。特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人が事務局を担っています。

医療・福祉関係者だけでなく、交番や商店街等、様々な人が参加し、「地域まるごとケア」のための体制づくりが進められています。

#### 「てんびん倶楽部」の取組

てんびん倶楽部の名前は近江商人の天秤棒からきており、そこに暮らす人がお互いを尊重し、適度な距離感で見守りながらいつまでも暮らし続けられる、そうしたつながりを支援する集まりとして、平成27年5月から五個荘地区で始まっています。

地区内の社会福祉法人が事務局を担当し、医療、介護、福祉等の専門職と、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、まちづくり協議会等のメンバーが集まり、2か月に1回開催しています。

意見交換やワークショップを行い、てんびん倶楽部が大切にしたいこと等を形にされています。「見守り・支援」「つながりづくり・学び合い」「地域の居場所づくり」「地域への情報発信」といったキーワードが出ています。自治会ごとの高齢化率の違いやサロン活動の実施回数等の課題が提案されています。

## 施策 8 社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化

### (1) 施策の内容

#### 8-1

社会福祉協議会と協働し、14地区を単位に東近江市版の共助の仕組みづくりを進めます。

#### 8-2

地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、「まるごと」のしかけづくりを応援します。

#### 8-3

行政と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の進捗状況や整合性を点検します。

#### 8-1

社会福祉協議会と協働し、14地区を単位に東近江市版の共助の仕組みづくりを進めます。

- 14地区の地区住民福祉活動計画の推進をバックアップします。
- サロン活動や見守り活動の普及、生活支援サポーターの養成等を通して、小地域活動の推進を支援します。
- 生活支援コーディネーターと連携して、地区ごとに困りごとを持ち寄り、解決のための取組を支援します。

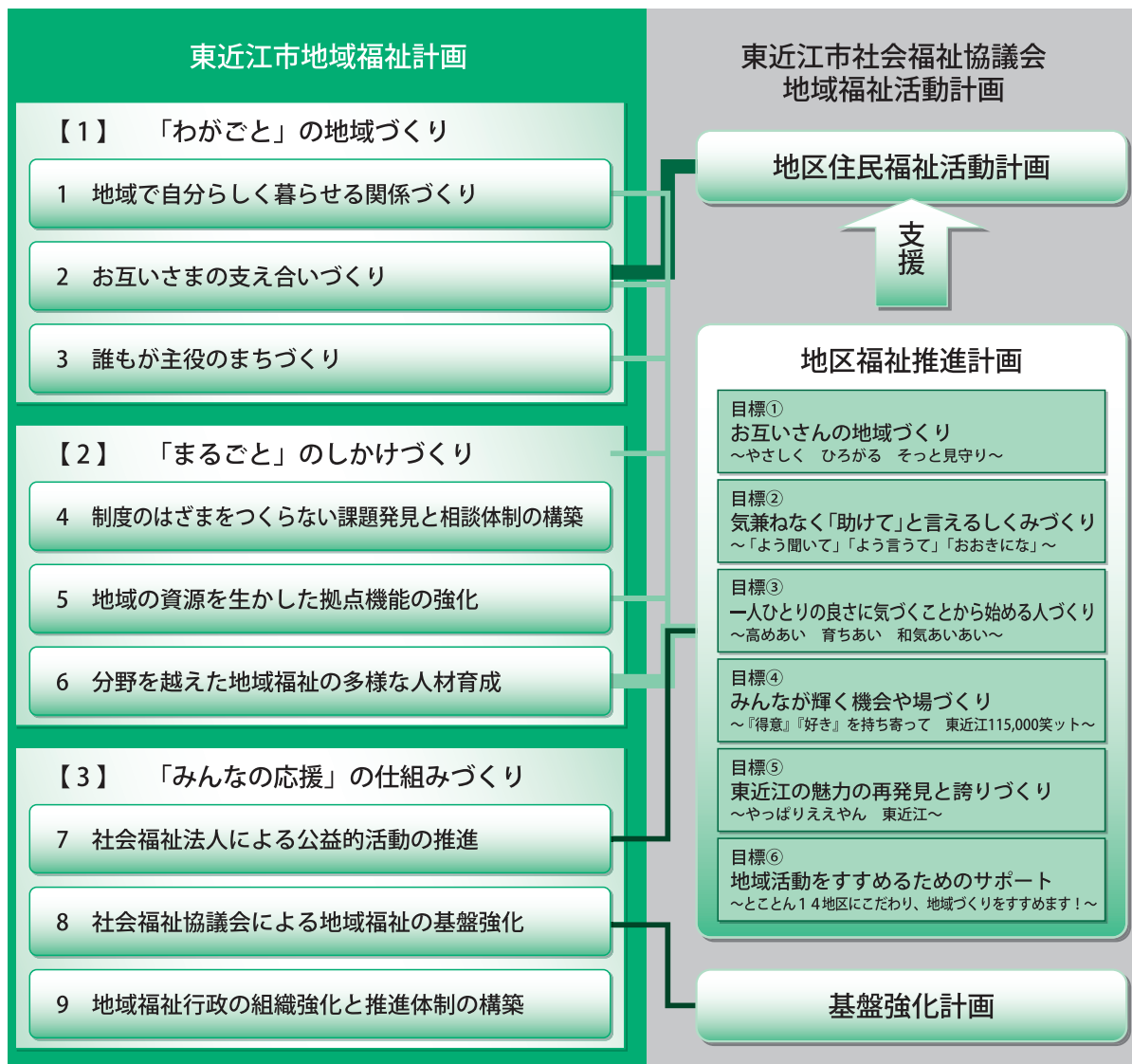
#### 8-2

地域福祉を推進する民間組織のリーダーとして社会福祉協議会を位置づけ、「まるごと」のしかけづくりを応援します。

- 地域福祉部門における地区担当職員の充実・人材育成を図り、行政の地区担当職員との連携を強化します。
- 地域住民により見守り・発見機能と連携して、介護スタッフ（特にヘルパー）による相談機能の強化を支援し、総合相談機能の充実を図ります。
- デイサービス等の施設や支所を地域の多機能拠点とし、アウトリーチ機能の強化を支援します。
- 市民を担い手とする地域福祉人材の計画的な育成と地域リーダーの世代間継承の在り方を検討します。

行政と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の進捗状況や整合性を点検します。

- 地域福祉の推進を行政と社会福祉協議会が一体的に取り組みます。
- 地域福祉をデザインできるような検討の場を設置します。



## 施策9 地域福祉行政の組織強化と推進体制の構築

### (1) 施策の内容

#### 9-1

地域福祉を推進する行政担当部署の強化を図り、地域福祉とまちづくりの連携を進めます。

#### 9-2

地域生活支援計画の進行管理を強化するため、運営推進会議を充実します。

#### 9-3

「地域福祉計画推進委員会」、「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、本計画の進行管理を行います。

#### 9-1

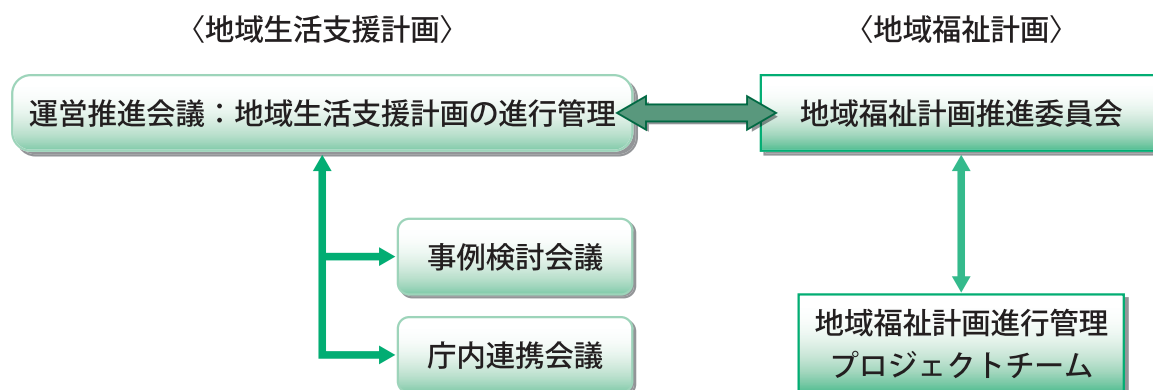
地域福祉を推進する行政担当部署の強化を図り、地域福祉とまちづくりの連携を進めます。

- 重度の要介護者が地域で生活できる地域包括ケアシステムと多様な社会参加を目指す地域福祉づくりに向けて組織づくりを進めます。

#### 9-2

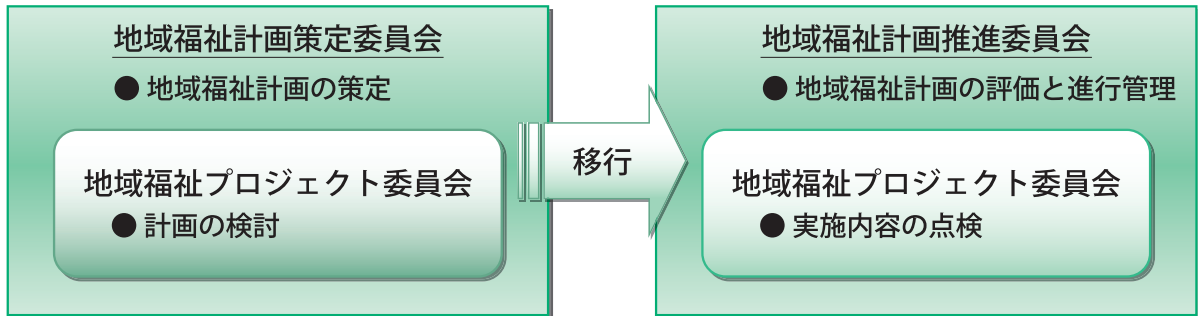
地域生活支援計画の進行管理を強化するため、運営推進会議を充実します。

- 進行管理を強化するため、運営推進会議のメンバーを拡充し、事例検討会議及び庁内連携会議を実施します。



「地域福祉計画推進委員会」、「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、本計画の進行管理を行います。

- 地域福祉計画推進委員会は、計画の評価と進行管理を1年ごとに行います。
- 地域福祉プロジェクト委員会は、地域福祉計画の実施内容の点検を行います。



#### ○策定委員会からの意見

- ✓プランの実行をどうするか。14地区で実行を意識したい。計画だけ作って何もしないではなく、先導役として、そういう意識をもって、実行できるよう、策定委員としてできる範囲で関わっていきたい。
- ✓5年の計画だが、まず実行して、反省点があればその場で変更する仕組みを取り入れたほうが良い。



## 第2次東近江市地域福祉計画

平成29年3月

発行：滋賀県東近江市

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
電話：0748-24-1234(代) FAX：0748-24-1052

協力：日本福祉大学地域ケア研究推進センター

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田5-22-35  
電話：052-242-3075 FAX：052-242-3076



